春日若宮おん祭の近世田楽頭役記録 『観音院頭屋棟梁日記』及び『庁中漫録』田楽頭役記事の紹介

Research Materials

福原敏男

解説

ある願主人とならぶおん祭の主役なのである。田楽頭は頭役の名称でも が始まった保延二年(一一三六)から近世幕末まで続き、流鏑馬頭人で ようになる)が毎年交替して勤仕する田楽頭であり、その組織はおん祭 興福寺学侶(室町時代には別当や衆徒が田楽頭を勤仕する例も見られる について考察を行なった。おん祭に演じられる諸芸能の頭役の中心は、 が記された時代には守られなくなりつつあった頭役勤仕のあるべき姿 た。特に、流鏑馬と馬長を裏で支える祭祀組織、頭役勤仕の次第(それ① る芸能や競技を勤める頭役組織に関する史料紹介・研究を発表してき 筆者はこれまで奈良市春日大社若宮社の祭礼(通称おん祭)に催され

あると同時に、田楽頭人その人自体をもさす。 『若宮祭礼記』によれば、おん祭が始まった保延二年からすでに田楽

> れの頭屋が一座ずつの田楽を分担して差配した。 二座の田楽座を維持・監督するので二人の頭が必要なのであり、それぞ または已講の僧から二人が選ばれて田楽頭を勤仕している。このように、

二卷 年・寛正四年・永正一七年分が収録されている。 鈔』:『多聞院日記』などの諸日記があり、『日本庶民文化史料集成』第 関しても、能勢朝次氏による研究を嚆矢として、研究が蓄積されている。 鈴木良一、遠藤基郎、安田次郎諸氏の蓄積がある。また、奈良田楽座に③ 中世の田楽頭勤仕の史料としては、『大乗院寺社雑事記』・『経覚私要 中世におけるおん祭田楽頭の先行研究として、伊藤磯十郎、近江昌司、④ (田楽・猿楽)に、『春日若宮御祭田楽頭役日記』として長禄四

伊藤家には天保一一年(一八四〇)の『春日若宮祭礼田楽記録 田楽役 実記』(一八世紀末)は詳細を極めている。山路興造氏の解題によると、 人頭坊ニテ之次第』なる史料も伝来しているそうであるが筆者未見であ 総称されて翻刻されている。なかでも、『春日若宮祭礼 いる大和郡山の伊藤家伝来の史料が『春日若宮御祭出勤田楽座記録』と おり、前掲『日本庶民文化史料集成』第二巻には現在も祭礼に出勤して 近世田楽頭の記録としては、田楽の演者、芸能者側の史料が知られて 田楽勤務式順

同書保延二年・久安五年(一一四九)条によると、すでに興福寺の僧綱

座」と記されるように、はじめから田楽の二集団が参勤したのである。

同一四年までは「田楽二村」の記述、その後「田楽二

が参加しており、

る。

祭礼としてのおん祭」を描き出す視点は用意されていない。しかし、史料の性格上、近世都市奈良町を舞台に繰り広げられる「都市であり、特に後者は伝来の記録を渉猟され的確な分析を加えられている。近世の田楽頭に言及しているのは、高野辰之氏と伊藤磯十郎氏の著作近世の田楽頭に言及しているのは、高野辰之氏と伊藤磯十郎氏の著作

素材となることもわかってきた。奈良町の研究にとって重要であり、おん祭は奈良町を研究するための一奈良町の研究にとって重要であり、おん祭は奈良町を研究するための一を紹介・研究され、この史料が祭礼研究に資すのみではなく、近世都市最近、幡鎌一弘氏は餅飯殿町大宿所の正徳元年(一七一一)運営記録

三四の「春日若宮祭礼記」より田楽頭記事の抜粋を翻刻、紹介する。梁日記』一冊と(請求番号一八八・二四五―三九)、及び『庁中漫録』以上の研究史を踏まえ、本稿では奈良県立図書館所蔵『観音院頭屋棟

本、一〇七丁、縦二四・五、横一六センチである。体裁は冊子ける田楽頭勤仕の実態を余すところなく伝える記録である。体裁は冊子音院の栄憲が田楽頭役を勤めるに際して筆写した、春日若宮おん祭にお『観音院頭屋棟梁日記』は天保一一年(一八四〇)、興福寺の子院観

が祭礼に関する諸文書(主に廻章)書式である。その主な内容は前半部が九月から一一月までの頭役勤仕日程、後半部

能性が指摘できる。
本書と関係の深い史料が、前掲伊藤氏『田楽史の研究』に附録第十五本書と関係の深い史料が、前掲伊藤氏『田楽史の研究』に附録第十五

○)およびその子孫の著述・写本であり、現在も御子孫の玉井家の所蔵また、『庁中漫録』は奈良奉行所与力の玉井定時(一六四六~一七二

である。

きたい。
この史料を理解する前提として、近世の田楽頭について若干述べてお

芸能集団の存立基盤の確立を促す要件となった。とする芸能座が形成されはじめる。それに伴い、芸能を興行する権利でとする芸能座が形成されはじめる。それに伴い、芸能を興行する権利でとする芸能座が形成されはじめる。それに伴い、芸能を興行する権利でとする芸能座が形成されはじめる。それに伴い、芸能を興行する権利でとする芸能座が形成されはじめる。それに伴い、芸能を興行する権利でとする共和に田楽などの専業芸能者が出現し、京都や奈良の大寺を本所

一つたことが指摘されている。 しかし、おん祭においては幕末まで興福寺側が楽頭職を掌握し、別会 工師より差定された田楽頭が楽頭を兼ね、田楽座を監督・統轄し、公式 の給録として新調の田楽装束を田楽座に与えた。この儀式、「装束給 (賜・渡)」は形式的であろうとも、それは興福寺という本所に対する田 楽座の隷属性を象徴している。これが幕末まで続いた要因として、奈良 であるの代表である。この後式、「装束給 であるの代表である。この後式、「装束給 であるの代表である。この後式、「装束給 であるの代表である。これが幕末まで興福寺側が楽頭職を掌握し、別会

法師と田楽頭の代理である楽頭法師(御幣持ち)が存在した。法師として田楽頭の代理人をたてた。つまり、田楽座の長である一臈田楽頭と、楽頭職を掌握している楽頭は同一人物であったので、楽頭

一ヤから宮へ渡り、田楽を奉納する形式をとっている。 「ガトウにあたった」と呼んでいた。大柳生では、八月一七日の太鼓踊りが「ガトウ踊り」とも呼ばれていた。この踊りは、一年間自宅で「明りが「ガトウ踊り」とも呼ばれていた。この踊りは、一年間自宅で「明りが「ガトウエ教」とも呼ばれていた。大柳生では、八月一七日の太鼓踊っては、お渡り来・渡御衆を自宅に泊め、もてなし、集団で潔斎し、トーヤは、お渡り衆・渡御衆を自宅に泊め、もてなし、集団で潔斎し、トーヤは、お渡り衆・渡御衆を自宅に泊め、もてなし、集団で潔斎し、トーヤは、お渡り衆・渡御衆を自宅に泊め、もてなし、集団で潔斎し、トーヤは、お渡り衆・渡のトーヤとなる者への奉納の踊りで、現在のトーヤに決まることをの村落祭祀に反映している。

のであろう。 春日の場合は規模が大きいため、田楽頭の代理として楽頭法師を立てた方を兼ねているのである。これは春日田楽の頭役組織の影響であろうが、のように、トーヤが田楽奉納のスポンサーたる田楽頭と一座の楽頭の双の上頭には御幣を持ったトーヤが先導する例もある。以上

そ一世一代の晴れ舞台であるといえる。 田楽頭二人はそれぞれ装束給を行う坊舎(これを田楽頭屋と呼ぶ)を 選んだ。本来は田楽頭の自坊、または関係の深い興福寺院坊を選んだ。 選んだ。本来は田楽頭の自坊、または関係の深い興福寺院功屋棟梁 る頭屋能からなる頭屋式こそおん祭の最高潮であり、『観音院頭屋棟梁 る頭屋がある。田楽頭を勤仕しても、 と、田楽法師が与えられた装束を着して演じ 選んだ。本来は田楽頭の自坊、または関係の深い興福寺院坊を選んだ。 と一世一代の晴れ舞台であるといえる。

「御着物給」は平安末にはすでに確認できる。令調奉給、即弁公達二人僧綱屋 御着物給」とあり、僧綱屋における九月一七日条に「御祭馬長共雑色八人、幷田楽十人、装束各様之色々近江氏が指摘しているように、『若宮祭礼記』久安四年(一一四八)

回るものであった。 三七○貫文であり、この散財は当時の尋尊の、最少の年間現金収入を上 尋尊が田楽頭を勤めた時の田楽装東代や作事料・饗宴などへの支出は約 の負担者である。安田次郎氏の研究によれば、一五世紀半ばに大乗院 でする。安田次郎氏の研究によれば、一五世紀半ばに大乗院 のするものであった。

例が出てくるという。 (28) 半から、一ヶ所の頭屋に田楽両楽頭、両座が出仕し、共に装束を給る事半から、一ヶ所の頭屋に田楽両楽頭、両座が出仕し、共に装束を給る事興福寺の政治的・経済的な衰退に伴って、出費節約のため一五世紀後

補任されるようになるが、ほとんどは衆徒の手によって選出され、田楽室町中期以降の田楽頭は門跡別当から、衆徒に至るまで広い範囲から

衆徒の手に委ねられる。 催」(『中臣祐範記』慶長一九年〈一六一四〉一一月二一日条)と、全く願ら彼らの意のままに動いたのである。近世に入ると、「田楽は衆中の頭も彼らの意のままに動いたのである。近世に入ると、「田楽は衆中の

近世においては、興福寺からの下行米によって田楽頭屋坊乃下行弐百六である。一七~一八世紀の『庁中漫録』には「田楽頭屋坊乃下行弐百六である。一七~一八世紀の『庁中漫録』においても、「就祭礼租税倉**『下行之下田楽頭への下行米(本座・新座両座分)が一定であったことがわかる。ちなみに、『春日社若宮祭図解』においても、「就祭礼租税倉**『下行之本、ちなみに、『春日社若宮祭図解』においても、「就祭礼租税倉**『下行之る。ちなみに、『春日社若宮祭図解』においても、「就祭礼租税倉**『下行之本、古、京文学体の支出に占める田楽頭の割合は約六割を占める。同史料によると、楽人参勤料が百石、他の諸芸能者の参勤料が数石であったのによると、楽人参勤料が百石、他の諸芸能者の参勤料が数石であったのによると、楽人参勤料が百石、他の諸芸能者の参勤料が数石であったのに対して、田楽頭への下行米は圧倒的に多い。

減り、費用が節減されたのであろう。 ところで頭屋が一ヶ所になったといっても、田楽頭は二人差定された。 このことと関連する還頭という制について触れておこう。還頭とは、田楽頭の既経験者が再び差定・補任され、はじめて差定された田楽頭(正 (記) によると、還頭には正頭人より田楽装束と料米一〇石が遣わされ 評定』によると、還頭には正頭人より田楽装束と料米一〇石が遣わされ 正頭人の顧問役、師範役となることである。『学侶集会 頭人)と組み、正頭人の顧問役、師範役となることである。『学侶集会 頭人)と組み、正頭人の顧問役、師範役となることである。『学侶集会 の一人を還頭で補い、実質は一頭人(正頭人)となり、饗宴などの回数も 本語の、ところで頭屋が一ヶ所になったといっても、田楽頭は二人差定された。

のであろう。『若宮御神事諸例』に引用される「胤周記」によると、寛一となったとしており、この時点で、実質的一頭屋が制度化、公認されたが、後掲の『庁中漫録』では寛文一一年(一六七一)より田楽頭が一院前述したようにすでに一五世紀後半から一頭屋の史料が見え始める

文一二年の頃より還頭の制ができたとしている。田楽頭屋が実質的に 所になったことと、還頭とは表裏一体の関係にある

幸図 つまり、この資料でも両座は同一の頭坊に出仕したのである。 公文書館内閣文庫蔵) が演じられたのであろう。六八・六九頁の 持ちは前図と同じ場所に描かれているので、 まり、 われている。六六・六七頁の同「頭屋能図」においても両座の楽頭と幣 座装束渡」と記される。一つの頭坊で新座・本座両方の「装束給」が行 |装束給図」手前に本座一三人、向こうに新座一三人と墨書されている。 田 『春日大宮若宮御祭礼図』の挿図に「田楽法師能之図」 .楽頭の代理で御幣を守護する)と幣持が二人ずつ見物している。 (国立公文書館内閣文庫蔵)の装束給図でも同様で、「田楽新座本 一つの頭屋に田楽両座が参勤している。 「田楽能図」にも両座の楽頭・幣持が描かれ、 『春日祭礼興福行事』 やはり一つの頭坊で田楽能 七〇・七一頁の があり、 『春日神 (国立 楽頭 同 っ

兵部卿とも称し、衆徒の別所刑部 さて、観音院の栄憲は、興福寺第二六代法印大僧都で、観音院中務卿 (刑部光映) の男である。 (3)

年一一月二五日、 権大僧都に任ぜられた。天保一四年から嘉永二年まで五師を勤め、 月維摩会講師、文久三年一二月維摩会探題に宣下されている。天保一一 二二日大法師に叙せられ、天保一○年一○月三日擬得業、 元年(一八五四)一〇月二六日法師大僧都、文久三年(一八六三)一〇 ぞ、 **文政一○年(一八二七)三月一二日法師、天保七年(一八三六)** 一五日擬講、 おん祭の田楽頭勤仕に伴う転任があったようである。 嘉永元年(一八四八)正月一六日権少都、 同一三年四月一五日権律師、 **擬講に任ぜられたのは、栄憲の田楽頭屋式前日である** 弘化二年 (一八四五) 嘉永四年八月九日 同一一年 安政 四月

頭屋より棟梁二五人、 『観音院頭屋棟梁日記』 御幣手伝いの衆として四、 の前半部の要点を以下に摘記しておこ 五人を依頼す

9月頃

9月吉日 頭屋役人と内々のものが仁王経の祈祷をする。

10月初亥日(月三亥の時は中亥) より頭屋へ奉納品が献ぜられる。 天川弁財天へ代参して奉納する。 御師

10 月末 とが多い。 手伝いの衆に対し二、三度饗宴を催すが、 近年は省略されるこ

10 月 田楽法師は広縁より客殿へ上げない。対面の時は盃事がある。 立てて手伝いの衆と対面する「御目見へ」という儀礼を行う。この時 代に三〇疋ずつ、新・本両座へ六百文を遣わす。客殿の下座へ屛風を り中門へ置く。 11月朔日 10月下旬 も酒を進上する。御幣紙を縒る。染紙を経師へ遣わす。 対馬守に対し、下部を使者として太刀二本、小刀二本を奉納する。 荷を献上し、 田楽の笛と笠を一条院と大乗院に依頼し、承諾すると頭人は竹葉 田楽法師の両座惣代の二人が楽器を持参する。楽器を請け取 頭屋より例年の祈祷である大般若経転読の相談をする。 対屋において田楽両惣代に祝酒を出す。腰差として両惣 金銭の場合は青銅二〇疋を頭人が直接持参する。 御幣衆へ 日出山

新入は別廻章で知らせる。 それ以前に木札を新調し、祈祷に関する一山廻章を認めておく。 咒願は還頭、 向きの客は一山 をすることを廻章で通達する。 頭屋では奥の間に十六善神を飾り、洗米と神酒を供えて灯明をあげる。 11月吉日 小切持参の時は意趣書を添える。 11月3・4日頃 11月3日頃 (興福寺関係の共用使用物を納める公物庫)で借用する。祈祷の前日、 大般若経転読の祈祷がある。経は別会の五師に申し入れ、 散華は頭屋の役である。早朝、 経師が御幣の残りの染紙を受け取りに来る。 ・頭屋児・唐院奉行である。当日の祈祷導師は棟梁の役 日出山対馬守が小切を持参し、 唐院奉行が祈祷に来た時は、日中に飯振舞い 頭屋の稚児にも使者を遣わす。 頭屋からも例年の通り意趣書を出 木屋を石取りに遣わし、 悦酒を出す。 汲方より 服者や

門に調えられた大工と木挽の手水桶に石を入れる。同じく早朝、 雇いを一人釜屋へ遣わす。 惣奉行へ遣わす小注連の三種の注連を作る。事前に紙を三束用意し、 手伝いに来る。祈祷が済んだ昼後、釜屋が門の大注連、御幣の長注連、 順は棟梁・還頭・頭人、上から下の順である。当日の料理方を板元と惣 表方の献立は式三献、初献と二献の間に、神酒と洗米を差し出す。その 下行米は片座で一石、 意する道具を通知する。大工・木挽への渡し物の一覧。 れを中門の手水桶に差し置く。使者一人を大工二人、木挽一人(この三 入りの塗屋へ申しつける。 る件については、 奉行に申しつける。ほかに板元を一人雇い入れ、釜屋と屋根一人ずつが 人は春日座に属しているものに限る)に対して遣わし、 が祓いに来る。祓いの礼として白紙、白米を台にのせて遣わす。 頭人が別会五師に申し入れる。御幣串の塗足は頭屋出 両座で二石、木挽の下行米は三斗である。当日の 一山方と公物方の道具を借用師より借り入れ 別火のために用 春日座大工への 市 H 교

113 】 (『『八日の『日本』) 『『『『『日本』 『『日本』 『『日本』 『日本 類する。御幣串は二六日の祭礼当日、田楽両座へ献入する。11月7・8日頃 御幣串を塗りに来る。蔵に塗師鉢大小四つを貸して依

交・キヌカツギの盛り方が記される。 絹 11月中旬 色 盛菓子足無・亀笠・積交・鳳型幷桔梗型・香入・盃台・チキリ・木 串柿・ムカゴザシを、惣奉行からは大盛菓子・中盛菓子・盛菓子小折・ 新坊の奉行の四人を廻章をもって招いて振舞う。頭屋方からは御幣掛 法印より未新入まで、五○~六○人を招いて饗宴を行う。 衆中・沙汰衆・供目代へは別廻章、 交名を侍羽織袴の装束で持参する。 末広・饅頭・蜜柑・積交・キヌカツギを用意する。 ・ツラノ笠・楽器彩色 山上詣費用・白五條・御児長絹紐・晒布・御児足袋・トンボウ・大 楽頭 (田楽頭の代理)が定まると、頭屋より別会五師へ田楽 ・御幣傘・金入鬠・ 法用僧へは内廻章で通知する。一臈 衆中に相談して、学侶会合の件を、 田楽扇子・ 大折饅頭·蜜柑 田楽傘・御児 承仕・唐院・ · 積

> 11 月 23 日

> > 早朝より諸役人全員が頭屋に詰める

日早朝の絃捻りのため、三、四人ほどの人員を確保する。例年、坂木治郎太夫のところの秘仏を借用しているので依頼する。二四呼びに遣わし、二六日の御児出迎えの儀を間違えないように申しつける。11月17・18日頃 借り物師が参り、祭礼道具を借用する。御師と神人を

の件を七~八人の仕丁に依頼する。を出して迎え、腰差として青銅を遣わし、衆中へ返書を託す。稚児の供11月17日 衆中より仕丁を使者として頭屋に書状を遣わす。使者に酒肴

11月19日 明日より「精進入」なので頭屋へ行って手伝う。

頭屋へ出入り禁止」を末々の者にまで惣奉行に通達させる。 二の汁は肴部屋の肴師より出す。夕飯後、「服者と孕まし男は明日より一山方の座敷は客殿の中程より仕切り、次の間と区別する。表方の献立。 舞う。稚児へも使者を遣わす。注連を大門・惣奉行へ遣わす前日に作る。 舞屋の児二人や唐院奉行は前掲の祈祷の通りに振11月20日 近年は一山方三読師・跡学・役僧・頭屋役人・法縁のみが11月20日 近年は一山方三読師・跡学・役僧・頭屋役人・法縁のみが

る。台に関しては、奉行が法縁の内の人に事前に頼んでおく。11月22日 御幣傘・田楽笠・島台等を広縁に飾ることを奉行が下知す

部屋衆は出仕する。田楽両座と惣代両人は番届けに来る。対屋においてく。昼後早々、頭屋へ参り御幣部屋を調えておく。依頼しておいた御幣次の間に銭箱・音信帳・杉原紙一帖・硯箱等を事前に調えて出してお役僧が一山・御児に通達する。この日から法縁中詰衆は頭屋に詰める。11月25日 「装束包み」と「馬場還」の件についての廻章を唐院が出し、

「シタタメ」等を済ませ、御幣部屋の火の用心等を申し付ける。取る。三種の酒肴を出す。御幣部屋を調えたら、別火師に申し付けてを惣奉行へ申し渡す。経師が染紙を持参し、対屋において惣奉行が受け悦酒を差し出す。惣奉行が挨拶し、田楽惣代は交名を明日持参すること

始まると、役井門の作事に取りかかる旨を惣奉行が指示する。を勤める。二四~二六日の三日間、従僧が荒神供を勤める。御幣裁ちがメ」等を済ませた御幣部屋で御幣を裁ち始める。同夜、丑刻より荒神供11月25日夜 頭屋より御幣衆を迎えに来る。頭屋へ参り、「別火シタタ

御幣部屋の儀礼を行う。 で客殿において夕飯をとる。 の次第書付と諸役人の書付帳を出す。職中・還頭・頭人、他の詰衆全目 持参する。 口上で奉行に申し入れる。午後二時頃、 頼しに行く。大玄関より入り、使者間で取次ぎを介して、二六日の祭礼 って先へ出、 その時、還頭・頭坊が客殿に出仕する。御飯を出すとき惣奉行は幣を持 しておく。 六・二七日の出仕を依頼しに行く。頭人が直接、警固の件を奉行所へ依 が懺悔をし、 11月24日 より絃捻り三、四人が来、奉行仮屋で絃を捻る。頭人が一山院方へ、二 るので、二六~二八日間は捧物として青銅三○疋を送る。 別火にて「シタタメ」等をする。 田楽頭役勤仕のため、警固の役人を卯の刻に差し出してくれるよう、 御飯を出す時は職中が一人でも立ち合わなくてはならない。 明朝の春日大宮・若宮両社への進物のため、 早朝、 対屋にて悦酒を出し、 中門で幣を御飯に差し置く。 惣奉行が御幣部屋へ持参する。早朝、 「心見 (試み)の赤飯」をヘギの足打折敷にのせ、 前夜と同様、 惣奉行が挨拶してもてなす。昼後、 本日より西大寺の愛染明王の開帳があ 新・本両田楽座の惣代が交名を 御幣衆を頭屋より迎えに行き 終わると献方より広縁へ、献 経師が箔置きに来、 御飯を中門に出 早朝、 御 市

方へは三方神人へ、若宮方へは拝殿惣ノ市巫女への書状を付ける。書状11月25日 早朝、大宮・若宮へ御飯・酒・蜜柑・大串柿を供える。大宮

の事、 簾を括り上げる紐を付けておく。今日入用の物、 し付ける。御幣が出来たら安置する。客殿・妻戸口の両方へ御幣紙で御 衆の内でする。院家からも使者が来、三種でもてなす。挨拶は奏者に申 飯・菓子を送る。両門主より頭坊へ使者が下って一献があり、 参する。二五~二七日まで観音堂の鐘を撞く。 理・菓子・錫を献上する。 理・盃台・積交・盛菓子中折・指樽を献上する。 盃台・亀笠小折・大盛菓子・樽を献上する。奈良町奉行所へは杉重入料 は升に挟んで献方が持参する。大乗院・一条院両門主へ、杉重入料理 惣奉行へ渡す物、 客殿の懸物の事、 — 山 **膨法印のみは出仕する。** 中門の飾り事が記される。 惣奉行へ酒 稚児方の入用物、 院家方へは重箱入料 楽頭は幣を持 ・切素麺・赤 挨拶は結 白布

代が請け取りに来る。 に礼物を致し、奏者に持っていかせる。 す。頭坊玄関で、惣奉行・頭屋・代官立ち会いのもと計り、 宴席とする。三献終わると、 初献を出す。例年、 献の儀では目上より次第に挨拶する。客殿の一献が終わった頃、 す。扈僧二人が客殿下座の広縁で給仕する。献立方は惣奉行へ下知する。 裹)。装束を長持にしまっらみ 殿で田楽装束を拝見し、 方加行以上の者は客殿へ、白衣の衆は対屋へ着く。一山が揃うと献を出 午の貝で頭坊へ一山寺僧が出仕する。扈僧が催促役となる。 田楽両座が来ると、 装束を長持にしまって、対屋で一献があり、役井門より退出する。 本日は六方の集会なので、 惣奉行へ交寸日記を渡す。 お祝いを述べて装束を包んで対屋へ戻る(装束 全員客殿で飯に移る。 暮頃、 午時にかかると次の間を 田楽新・本両座に米を渡 田楽法師四、 終わると、 献の時、 田楽両座物 中門で皆 五人が客 対屋の 表

菓子を進上する。稚児に足袋・長絹・末広・入鬠を渡す。六ツ時以前惣奉行へ申し付け、供の者に支度させる。菓子部屋へ申し付け、稚児に手を取って客殿上座より奥の間へ通す。別火で沸かした茶を進上する。を用意する。稚児がやってくると、扈僧は役井門より入れ、乗物にのせ、11月26日 朝七ツ頃、扈僧は頭屋へ参勤し奥の間に燭台・火鉢・煙草盆

早朝、 る。 居て、 杉原紙を三つに折って百疋と書く)を遣わす。 中門へ饅頭を放らせる。 言が終わると、一 御簾が上ると、客殿・中門方・対屋にそれぞれ菓子を出す。 原紙に認め、客殿・対屋・奉行仮屋へ届ける。盃台を二台出す。 の脇差として五〇疋を惣奉行から遣わす。一献が済むと、中門へ御簾を 肴を出す。宝生座の猿楽六人が来、三献で饗応する。退出の折には褒美 わると田楽法師が立ち合い祝言があり、客殿の御簾を下げ、 役井門に立っている。 楽法師上三人ほどが「庭の献」の配膳をし、三献の儀を行う。 た後、 子を直し、 中門白衣の衆も対屋へ出仕する。衆徒が中門へ出仕したら稚児を出す。 す。五師・還頭役が客殿へ出仕するのを見て、衆徒は対屋へ出仕する。 子に入れ、彼の方より桶を持参したなら、切炭・酒・赤飯を献方より渡 る時は仕丁を呼んで言いつける。 である。 所から警固の衆が頭坊に来る。広庭飾りの図。 が演じられる。白衣衆中は広縁にて南向きに出仕する。六ツ時頃、 に稚児の装束をつける。扈僧も装束をつける。雨天ならば中門で田 上げて笛を吹き、頭屋能を始める。猿楽へ能番組を要求し、これを強杉 人の扈僧が客殿より屛風を開けて稚児を出す。扈僧一人は奥の間に **^外に立ち並ぶ。衆徒が出仕する以前、惣奉行より田楽へ挨拶をする。** 新座を後に役井門より「打入」を行い、床木に腰掛ける。 稚児の献に扈僧が付く。奉行仮屋・同心・警固・供者にも昼飯 小さい稚児が先に出ないようにする。 田楽法師が出仕するように扈僧が指示する。田楽両座は、本座を 田楽より献を請け取りに来る。赤飯・雑煮を漆鉢に入れ、酒を瓶 六ツ時寺僧衆が出仕する。扈僧は客殿の下座に居る。 屛風をしまい、 一人の稚児を妻戸に出す。 「庭の献」が終わると、「装束給」の儀に移る。終 人形三ツ膳と召出しを出す。田楽法師へ花 扈僧二人は客殿の下に着座する。 衆徒が出仕する以前には仕丁が役井門 稚児の長絹を田楽が取って、 稚児の手を引いて出、 広庭飾りは惣奉行の手配 田楽両座の一・二臈を 能二番・狂 献の儀があ 稚児が出 用事があ 惣奉行は 両座の田 客殿の 烏帽 奉行 · 酒

> すると、 ける。 手水をつかい、終わると小姓が御幣を出し田楽法師に渡す。 呼び出し、 稚児を乗せて帰す。扈僧は明日の稚児の船と包裹頭を作る。惣奉行宅へ 灯を持たせて宵宮詣でをする。終わると、頭屋の役井門から帰り、客殿 宮では御殿の前に立ち神楽奉納と奉幣がある。夜になると、高張り箱提 が来るからである。春日大宮では正面の掛木に稚児が立ち奉幣のみ、 簾を下げさせる。稚児に装束を付けさせ、客殿に出す。五師衆や年寄衆 出る。還頭と頭人両人が妻戸口前へ出仕して手水をつかう。田楽法師 三番であるが、近年は能一番・狂言二番である。能狂言が終わり、 酒と赤飯を届ける。 の妻戸口より上り、装束を脱がせ、乗物を客殿の縁まで舁き上げさせ 付ける。客殿妻戸口の大御簾を手繰り上げる。田楽両座が進むと稚児が よりの饅頭放りが済むと召出しに移る。 「打人」を行い退出する。続いて衆徒・警固も退出する。 祝言が始まる。 五師と盃事があり、謡が二・三番ある。本来、 御幣の前に行灯を灯し、火の用心を別火師に申し付 稚児を奥の間で休息させる。 田楽両座の盃事が終わって退出 大折・盃台等を片 能五番・ 田楽は祝 客殿の御 中門 若

出す。 服忌を解く。 昨日の装束を付ける。仕丁が出仕すると一献を出させる。 参勤する。 幣を出し、 殿に出仕し、 梁・還頭・頭人が幣を出して行水する。田楽が再び出仕し、近所の五 く。 11 月 27 日 への出仕を依頼する。寺僧衆が出仕したら御幣を出す。還頭と頭人は客 **「打入」を行う。** 惣奉行が挨拶して二献を出し、 田楽法師が役井門から対屋へ通る。本座は中門、 客殿の御簾を上げ、広縁に盃台と打銚子を飾る。「下の渡り」 田楽法師へ渡す。 朝六ツ過ぎに扈僧・棟梁は頭屋へ出仕する。 田楽法師が進むと稚児を出す。稚児が客殿に出仕すると御 寺僧衆が揃うと一献。 田楽が御幣を請け取り退出すると、 田楽は御幣を妻戸口真中へ置き、 今日六方衆は祭礼の「下の渡り」に 田楽は宿坊へひきとる。その間に棟 大門の注連を外し、 新座は対屋へ着 稚児も出仕し、 馬長の稚児を 祝詞と

側に立つ。「松の下の儀」が終わると、 東は一山の寺僧が立つ。 える。 客殿で祭礼役人全員に夕食・酒を出す。 木を置き、 行列を組み影向の松の下へ赴く。寺僧衆の座の西へ稚児の座として床 ておく。一献が終わると、稚児の一行は御旅所の東の仮屋に向かう。 装束を付けさせる。 稚児が「松の下の儀」の間ぐずらないように、氷砂糖・蜜柑を用意し ける。「下の渡り」が済むまでの間、稚児をあやすため大折の蜜柑を与 を見せるため稚児の供廻りの準備をさせる。惣奉行宅へ酒・赤飯を届 楽頭・幣持ちは東金堂へ出仕する。「下の渡り」が始まると稚児に 門木の足打に赤飯を入れて、懺悔をして客殿の妻戸口 **扈僧がその両側に付く。松の下上段の真中より西は衆中、** 終わると、 上段の前の床木に稚児を掛けさせ、扈僧が両 稚児の供の仕丁が来るので一献がある。 行列を組み直し馬場を通り還る。 六方中は引き続き流鏑馬に出 へ出し置

師・ 御旅所へ小休幕所を設ける。 晴れていたら、 行・田楽宿坊への祝儀物の一覧。秘仏の礼として金百疋を御師に託す。 儀がある。 仕するので先に次の間で夕食を出す。板元(食事係)も酒宴に移る。 意をする。稚児・棟梁・御幣部屋衆中・交名・扈僧・御幣出し・台奉 11 月 28 日 覧。 **肴師・素麺方・飯方・釜屋・惣奉行・別火師の手伝いへの返却品** 米・酒の覚。頭屋人数割。諸下行米の覚。諸書物の覚 朝五ツ時に頭屋へ行き後片付けをし、役人への祝儀物の用 11 月 29 日 後日能の口切としての酒と下行米を惣奉行へ遣わす。 竹葉一荷を持参して両門跡に挨拶する。 能が終わると、田楽法師の「庭の献」の 別火

御教授いただいた。末筆ながら心より感謝する次第である 本稿を草するに際し、幡鎌一弘・岡本彰夫・大宮守友・山本光正氏に

(国立歴史民俗博物館民俗研究部

註

- 1 『祭礼文化史の研究』法政大学出版局 一九九五年
- 千鳥家文書。『神道大系』春日(永島福太郎氏校注 一九八五年)

2

4 3

- 『田楽史の研究』稿本一九五〇年 吉川弘文館 一九八六年
- 装束給のこと」『天理大学学報』四七 一九六六年 「奈良田楽頭役考」『国史学』六七 一九五六年。 「奈良田楽座について―附、
- 『大乗院寺社雑事記―ある門閥貴族の没落の記録』そしえて 一九八三年

5

6

- 究』六三六 一九九二年 「中世における扶助的贈与と収取―トブラヒ(訪)をめぐって――」『歴史学研
- 「祭礼をめぐる負担と贈与」 『歴史学研究』 六五二 一九九三年
- 「田楽攷」『能楽源流考』岩波書店 一九三八年

7

8

- 芸能史研究会編 三一書房 一九七四年
- $\widehat{\underline{9}}$ 10 安田氏 註(7)
- 前掲「田楽史の研究」

 $\widehat{\mathbf{n}}$

- 12 代の春日若宮御祭と願主人」(奈良民俗談話会発表資料) 「天理図書館所蔵 『大宿所日帳』」『ビブリア一○五』 一九九六年。 「江戸時 一九九六年
- 林屋辰三郎氏『中世芸能史の研究』岩波書店 一九六〇年
- $\widehat{14}$ 近江氏 註(4)

 $\widehat{13}$

- 15 [民俗文化分布圈論] 鹿谷勲氏「大和東山中の祭りと芸能―田楽芸を中心とした事例と考察―」 名著出版 一九九三年
- $\widehat{16}$ 安田氏 近江氏 註(4)
- 註(7)
- $\widehat{19}$ $\widehat{18}$ $\widehat{17}$ 近江氏 註(4)
- $\widehat{20}$ 同右 伊藤氏 註(3)

 $\widehat{22}$ $\widehat{21}$

同右 同右

文書明七/A/一八一二』等である。 この部分は幡鎌一弘氏の御教示による。出典は奈良県立図書館蔵『奈良行政 9月

同月吉日相勘 < 祈祷仁王経執行有之 事誠に是ハ内證之祈祷頭屋役人幷

仕舞也、何レニ而モ不苦事

乍併近年者四人相頼ミ棟梁共五人ニ而 置也、尤御幣部屋之衆ハ五人頼置也 9 月

、九月頃頭屋頭坊ゟ棟梁御頼有之、致

承知候ハ、勝手次第ニ御幣手伝之衆頓

凡例

一、漢字は原則として常用 (通用) 漢字を用いた。

一、変体仮名は原則として平仮名に改めたが、与(と)・ゟ(より)・者(は)・而(て)・ 江 (え) 等はそのままに残している。

一、適宜句読点を施した。

一、史料中の誤字やくずし字に朱丸が記され、右横に本史料の記主以外の者の筆跡 読解文字のみを記した。朱丸の註記は原則的に省略した。 で訂正文字や読解文字が朱丸の中に記されている例がある。その場合、訂正・

一、文中()はすべて福原の註である。

一、奈良県立図書館印は省略した。

一、図版の方向は見やすいように適宜変更した。

観音院

頭屋棟梁日記

栄憲

天保十一子年十一月

、素袴拾具

右者慈昭院再返頭役之節以会合料新

(表紙)

同五升

但シ此五升ハ為祝儀遣ス由、是ハ頭人

存寄次第也

右之通持参、尤米者各分例年御礼相

納ニ参ル節、初尾ト一所ニ相渡ス、銀包斗

持参スル事

一、御百味供物 壱箱

一、湯笹 二本

右之通例年請取事

御縁斗リ、是ハ近年随意略之

10月亥日一、十月亥ノ子沙汰之、亥日三ツ有之時ハ中ノ 亥日、弐ツノ時ハ初ノ亥也、例年天ノ川弁

詣致ス共不苦、乍併近年ハ何レモ皆 > 才天江代参奉納物等有之、尤頭屋人参

代参也 奉納物覚

一、銀八匁 御開帳料

同八匁 御湯料

一、同拾弐匁 御百味供物料

一、青銅弐十疋 御神楽料

一、同五升 一、米壱斗弐升 福桶二ツ料 供造作料

一、同壱斗 造作料

メ弐斗七升各分相渡事

御師ゟ当方へ被献物覚

一、御札 壱枚

一、福桶

弐ツ

一、亥子重送リ方御同学五師役者中、頭 屋役人御縁頭屋ノ児幷惣奉行其外

入方頭人心次第被相送事

10 月 末 十月末頃に頼ノ衆二度も三度も振舞可 申事近年ハ略之、乍併頭人心次第也

10月下旬一、同月下旬之頃ニ頭坊ヨリ例年ノ祈祷

転読大般若経被致執行度旨相

談有之事

同月田楽笛之笠之儀、御頼申上ル事

10 月

門宗ナラハ大門様へ、内ェ御同学ョ以御頼

荷献上也、尤料物ナラハ青銅二十疋頭人直

参御礼被申上ル事

、同月勝手ニ日出山対馬守へ例年之通物タ 畏候旨返答也、尤申遣ス事下部ニ而モ口 チニ本小刀弐本奉納有之様申遣ス、奉

10 月

納可致様申遣ス事

上ニ而申遣シ置也、尤近年ハ小刀四本奉

11月-日一、 十一月朔日田楽初入ニ付両座惣代両人

楽器等持参ス、請取直様中門へ直に

盆・悦酒等出ス、尤多葉粉盆ハ無足也

献立

田楽両人対屋ニ而例之通リ多葉粉(煙草)

一、吸物

但大三角切豆腐弐ツ切五分土器ニモ

但一門様御門宗ナラハ一門様へ、大門様御

申上ル事、御聞済之上例之通竹葉壱

対面之節例之通盃有之事

客殿 頭坊 宝 宝

献 立

杓人(酢)

田楽人

田楽人

三宝

氷豆腐

松竹梅

茸

三宝

見憲

柑

盃五分土器三枚乗セ出ス

リ九寸片木ニノセ出ス 酒 塗テヤウシ(銑子)

三種見合

右之通出ス惣奉行挨拶ニモテナス、下部モ玄関ニテ酒出ス也

田楽悦酒相済腰指トシテ三十疋宛

新本両座へ、以上六百文遣ス也

例之通御目見へト申相頼之、対面致遣 ス也、左モ無ハ其侭ニ捨置事也、相頼者

下座程宜シ、田楽広縁ゟ客殿へ上ケヌ様 客殿之下座へ屛風ヲ敷対面スル也、尤

ニ致ス事也、旧席不可事

惣奉行 廣縁 張紙書入

焼湯葉

酒塗 チヤウシ

一、勝手ニ御幣紙ヨリ置事(燃) 一、今日悦『御出之衆中江も三角切吸モ 也、此外馳走者頭人之心次第也 の三種ニ而酒出ス也、尤夕飯モ差出ス

御幣紙 壱束

但し紙数六百枚也

但し片座之時ハ六拾枚也 百廿枚

一、金剛二タイ分 百廿枚

染紙渡ス覚

但し片座に付六十枚宛二タク、リシテ置ス(話)

也、内片座分五十七枚ツ、帰ル

但し是ハ棟梁之頼也、依而弐通リキハマリ(極)

一、白妙二タイ分

一、御幣紙上中下之段ニヨリ置事 但同断

一、中百枚斗、但しカウ立梅ハチ其外之用 一、上百五拾枚斗、但し是ハ白タエ之用

下百廿枚斗、但染紙両座分

右之通ヨリ置事

一、御幣紙 百弐拾枚

タル事ニハ非ス頼次第也、乍併二通分ニテ

一、外三二通リ分 八枚

一、拾弐枚

是ハ棟梁も頼之分相渡ス

〆数百五拾弐枚相渡ス

金ノ丸

此間一寸四分

11月3日一、同月三日頃 2経師御幣紙染紙請取 2参ル

拶致対屋江通例之通悦酒差出ス

立.

吸もの 三角切豆腐

三種見合

右之通差出ス、挨拶等惣奉行江代官よ

可致事、悦酒相済御幣紙染紙前書

之通相渡也、経師西之坊

平岡清左衛門両宛也、依而拾年替リ請

取二可参也

U月34日一、同月三日·四日頃日出山対馬守小切持参致

出スト同様也、尤汲方ゟ小切持参之節意 ス、例之通悦酒差出ス、献立経師江差 、染紙百廿枚之処無量寿院節ゟ片座

に付拾枚宛増し相頼故聞届遣ス、尤十

枚宛二ク、リニシテ遣ス故上廿枚也

右之通経師江相渡ス事

コノ間貼紙

一、弐通分 是ハ随分近年相頼遣ス 廿枚

外二

其節青物壱台差出御念入候趣挨

l] 月

之通意趣書差出ス、案文両様共奥ニ

趣書添差出事、右ニ付頭坊ゟモ例年

、当月吉日次第祈祷転読大般若経執 行有之事

祈祷之前日頭屋へ参リ明日之奥ノ間 カサリ様其外得而校合シテ手伝可申

一、前日に奥ノ間ニテ十六善神カサリ置也、(篇) 供物洗米神酒燈明也、洗米神酒者五分 土器ニテ片木ノ足打ニテ乗セ上ル事

尤

一、木札新調前辺ニ申付置事、尤認様ハ 奥二記ス

一、大般若経ハ別会へ申入唐院ニ而借用

一、一山廻章前辺ニ認置事 但し服者ハ別廻章とし会執行有之

時ハ新入未番迄ハ内證ニ而別廻章也、廻章

案文奥に記ス

ニ記ス 唐院奉行例年祈祷之節、日中飯振舞 申事例年廻章ヲ以振事、廻章案文奥

一、頭屋之児江も使を以申進ス事

一、表向ノ客者一山幷頭屋児唐院奉行也、 其

外内容頭人心次第

一、当日祈祷導師棟梁之役也、咒願ハ還 頭・散花ハ頭坊ノ役也、尤祈祷始ト中門御

幣串作二始卜同樣也、祈祷発願初候節

ニ中門始メ可申由下知可致事

中門調物

御幣串 但吉野フシナシ能 ミ 吟味可致事に幣串 (単無) 壱本ハ替木也、但シ荒コモニ巻置也

テモ三寸ニテモ、厚サ壱寸六ブ或ハ弐寸、尤二枚 但寸法長サ三尺二寸、幅壱尺弐寸ニ ハ新調二枚ハ古物ヲシラゲ用ル也

一、穴木 四本

但寸法長サ三尺二寸、幅二寸五歩厚サ壱寸

、粘版板

但長サ壱尺八寸或ハ弐尺、 幅四寸五分或ハ五寸

或ハ五寸、厚サ壱寸也

、物サシ 四本

但是ハ呉服尺也、幅五歩、 厚サ三ブ余

竹ノヘラ 拾本斗

挟竹 五拾本斗

御幣ホイロ 壱ツ

、御幣傘柄 **弐**本

一、児床木 二脚

二足

一、足駄

サ四寸八分、但カケ分黒ヌリ也(塗) トノヒロミ三寸三寸二分、ハノヒロミ五寸三分、惣高(*ト) 但寸法長サ八寸弐分、前ノヒロミ三寸六分、ア

太鼓ノバチ 高足横カミ 二十本

22

一、土 (<u>類</u>) 大 一、渋椀 一、多葉粉 一、早朝木屋へ石取ニ遣ス事 一、木皿 一、下部壱人大工・木挽方小遣ニ付置事 一、早朝市祓ニ来ル、尤前日ニ申遣シ置也 一、御幣小刀柄 一、茶碗 一、莚 一、薄縁 一、スヤキ火鉢 弐ツ 一、スヤキフロー壱ツ 一、是ハ中門大工木挽之手水桶ニ入レ置事 一、荒コモ 、キセル 一、板打敷 遣ス也 此外楽器損シ之節何ニ不依致繕事 右別火也 是モ中門手水桶へサシ置事 尤祓之節半紙壱帖白米壱升台ニノセ 大工両座御幣方下行之内ニ而可致事 但シ三ツ椀也 渡シ切道具ノ覚 渡シ物覚 壱ツ 壱ツ 壱具 壱枚 壱枚 四本

春寒

長いも 上ケゆは (湯葉) チヤツ ゆりね

白あへ

飯

生 くか り

香もの

一、大工・木挽春日座ゟ外不可事

右之通大工両人・木挽壱人江渡シ切也

但片座下行米壱石両座分二石也、木挽

、当日表方献立ノ事

大 献 立

チヤツ 椎茸

汁 若チサ

下行米三斗也

23

中酒

塗チャウシ(銚子)

青みセリ

ゆりね

茶碗むし皮牛房

小鳥

草たけ

置事也、借用状案文奥ニ記ス

公物方借用物覚

金屛風 壱通

大台子 九脚

壱間床 弐間床 二本 三脚

_, 番所 役井門柱 二ツ 壱ツ

水留大桶 壱ツ

用物借り状ニ而借用之事 右外馬長方委細ハ奥ニ記ス也、何ニても入

御幣串塗足ハ頭坊出入之塗屋へ申付ル

11月28日一、同月七・八日頃ゟ御幣串ヌリニ参ル、 女蔵ニ塗師 事、他へ出ぬる事不叶事

鉢大小四ツ借シ御依頼置、右者廿六日田楽両座 へ献入シ遣ス入物ノ用也、 尤塗師屋へ渡物ノ覚

莚 拾枚

一、ふきん

一、小竹

拾本

一、スヤキ火鉢 壱

一、マナ板

一、半紙 右之通相渡ス也 弐帖

11月中旬 一、 同月中旬ニ楽頭定ルト交合名ヲ別会五 師へ頭屋ゟ侍羽織袴ニ而為持遣ス事無

同中旬ニ吉日次第内 × 職中○ナトへ沙汰ノ衆供目○ナトへ相談ノ学侶会合可有沙汰職中失念様可聞付事、書様者奥ニ記ス

くわゐ 人参

但シ重箱ニテ片ノ足打乗セル

肴三種

湯葉

汽瀬目

吸もの 神酒幷洗米

平汐

三献目

引菓子みかん まんちう

一、今日料理方板元惣奉行『申付也、尤外 中酒初献相済二献目ノ間ニ神酒洗米 差出ス、右者棟梁・還頭・頭人、夫ゟ上ゟ次第 ニ末迄イタゝリ、尤服者不可事 こんふ

釜屋壱人、屋根壱人手伝ニ参ル也 : 板先壱人雇置事

祈祷相済昼後釜屋シメ拵ル也、尤モ門 ノ大シメ・御幣ノ長シメ也、惣奉行へ遣ス小シ

メ共以上三ツ拵ル也、わら三束前辺ニ用意致

シ置事、尤手伝ニ日雇方一人釜屋方へ遣

一、一山方道具借用之儀、追而借用師よ御頼

可申上候間借用被仰付ル様、

障ルニ頭人頼ニ

可参ル事

公物方借用物同断別会伍師へ兼而頼

廻章一臈法印ヨリ末新入迄呼、頭人分別次 代ハ別廻章、法用僧ハ別廻章へハ不叶、内衆

第五十人モ六十人モ呼、饗食ナトモ入、自然頭入

トラサレハ内ノ廻章ノ口ニ自然御音信堅被下

間敷候ト可書、職中別廻章ノ方ニハ不書

臨分ハ出仕不叶、承仕唐院新坊ノ奉行四 人廻章ニ而振舞、寺僧同前ニモテナス、扨振

揖ス、芸能モ有之、何レモ頭人次第頭屋ニヨル、 舞ハ二ノ膳・三ノ膳・四膳マテ沙汰ス、イカホト其膳

定事ニハアラス、サレトモ中段後段ハ有無

右之通会合其沙汰在之候得共近年ハ

略之、依会合料トシテ金五両公物唐

院へ差出ス事、乍併為覚悟廻章等奥二

頭屋方用意物覚

一、山上詣 三疋

一、白五條 三條

壱條ハ当人ノ用

四疋

一、晒布

一、御幣掛絹 二巻

此代

但内二條者御児クワトウ方(麥頭)

御児長絹紐 二掛

一、御児足袋 二足

但し六丈物ナラハ三疋也

此外馬長用意物奥ニ記ス

、トンボウ 二百本斗

也、上ハ紙金下赤紙二枚也、幅三分三ツ折九分 但シ重銀二朱也、金百本·銀百本凡二百本斗

長サ二寸五分也

一、大串柿

五抱

右者前辺柿ノ有時分ニ申付置也、尤寸

方ハ奥ニ印シ有之

、ムカコザシ 百本斗

ニサシ置也、前辺六月時分ニ拵置事 右ハ豆腐ヲ二分四方程ノキリコニ切テ竹ノ串

惣奉行ゟ調進物覚

一、大盛菓子 二答

但足二重くり右ハ両門様献上也

、中盛菓子 壱答

但奉行所江相送リ

一、盛菓子小折 時之人数

、同足ナシ 但足折一山方 廿六答

但田楽方

右ハ両門様献上幷一山方尤頭屋以上斗也 時之人数

25

尤盛立高サ五服ニ而二尺壱寸也

時之人数

右奉行所并一山頭屋以下之衆斗也

盛立高サ六服ニ而壱尺五寸也

鳳形幷桔梗形

右ハ惣奉行ゟ吉野紙前辺ニ受取

乗ル、但吉野紙三帖相渡也

請取物渡覚

弐百五十斗

但下行米白米壱斗六升遣ス事

一、盃台

右者両門様幷頭屋ノ児両人・一山一臈法

印・読師中ハ五ツ人形也、其外奉行所

幷一山方三ツ人形也、時之人数通申付ル也

弐膳

右ハ廿六日中門対屋出ス用也

一、ツラノ笠

一、楽器サイシキ(彩色)

但下行米

一、御幣傘

二本

金入鬠

右ハ御児用代二匁

右者西屋清治郎へ申付、是ハ清治郎キ

ハマリタルニハアラス、勝手知リタル故申付也

一、チキリ(チ切) 但代三十目之請取也

一、木色

但シ代三十匁ノ請取也

二筋

田楽扇子

三十本

内二本ハ金ノ丸、二本ハ銀ノ丸、金ノ丸ハ地赤、 ノ丸ハ地此色也、残二十六本ハ地白ニ松竹梅

銀

三拾本

-鶴亀也、モヨウ也、右田楽両座分

田楽傘

代六十匁也

一、御児末広 二本

大折之覚

饅頭

四答

一、蜜柑壱色

二答

一、積交

二答

一、キヌカツキ

大折饅頭盛様之事

ニ而留ル、まんちう壱ツ付二分宛ニ申付ル 壱合
こまんちう
弐拾五宛、下
二五分土器敷、 上江すりぬるを入テ、四方ゟ笠紙ニ而包、但シ 饅頭中巻わら四方江五分ヲ置、土ヲ入其 串

同蜜柑盛様之事

サシコム、商立御幣部屋ニテ出来ル也 切入テ糸ニテシメル、積仕舞テ蜜柑ノ葉ヲ 柑ヲ六ツ宛串ニサシ、尤中江杉葉コマカニ 四方立ノ竹串ヲ立、是ニウガん拾弐さし、亦蜜

積交盛様之事

但壱合に付ウカン数三百八十九入ル也

小有之、四本蜜柑キヌカツキ右盛様ニ応ス 通り、但シキヌカツキ四通り二段様ニ七ツ八ツ大 下ゟ蜜柑弐通リ三段横ニ六ツ並ヒ四方此

上ノ処ニテミカン十三芋大小七十種、尤ミカン ノ処ハ蜜柑ノ葉ヲサス、串ノ所ハ杉葉ヲサス也 但壱答ご付蜜柑百八十六、芋凡三百五十八

メ入ル也

キヌカヅキ壱巴盛様之事

キナノヲ揃、十八・九程亦横ニ芋大小十計差込ツ、ミ 高サ横惣躰ミカン一色ト同断也、四方ノ程ニ芋大

上ル、仕舞ニ杉葉指置也

右之通リ前辺に児供仕丁盛に参ル事

乍併近年勝手次第請取也

11月26日一、同月十七・八日頃 ゟ借り物師参り道具借用之

御児出迎之儀無相違出迎候様申付ル、但亦

一、同月十七・八日頃ゟ御師神人呼ニ遣シ来ル、廿六日

例年治郎太夫ニ而ヒブツ借用致候ニ付借用之(84) 儀頼入ル也、 幷 廿四日早朝絃ヒネリ三・四人斗可

参旨申付ル、尤ヒブツ借用致状左ニ記ス

腰明

弐

弐

弐

右之通今度若宮祭礼田楽頭役之

此者へ御渡可被下候以上

儀、

被致勤仕候二付借用被申度候間

何院内

何某

月日

在判

坂木治郎太夫殿

右之通相認メ廿四・五日比ニ御師向故ニ遣

ス也

11月17日一、十七日衆中 ゟ 書状来ル、頭屋指ハ頭坊出入 之仕丁^申付ル、尤持参之節吸物酒肴三種

衆中江書状返書認置遣也、案文奥ニ ニ而出ス、相済腰指トシテ青銅弐十疋遣之、尤

一、児供之儀仕丁頼ニ参ル、但シ、七・八人斗申付ル、 頭

人心次第何人ニテモ不苦事

11月19日 一、十九日明日精進入ニ付頭屋へ参り何テ篤与(マミ) 相調手伝申事

11月2日一、廿日精進入ニ付近年者一山方之読師・跡学 役僧・頭屋・役人・法縁斗也、其外頭屋之児 両人幷唐院奉行祈祷之通振舞事

一山方廻章三口已前ニ出ス事、但シ是ハシシ 会服者有之共無二別廻請

御児江モ使ヲ以申遣ス事

一、唐院奉行方廻章奥ニ記ス

一、シメ大門幷惣奉行江遣ス、前日拵置事

尤右ハ祈祷之日釜屋拵ルシメ也

一、当日昼後早 < 頭屋へ参シメ拵置事、委

細ハ御幣記有之

今日一山方座敷ハ客殿中程ヨリシキリ次(4切)

ノ間ト壱所ニ致也、尤表方献立左ニ記

27

チヤツ 牛蒡 正月 汁 こんぶ スマシ

上ケゆは

山ノ芋

平皿

二ノ汁ねぶか

茶碗

肴三種 但重箱片木ノ 中酒

ミかん

まんちう

一、二ノ汁者肴部屋肴師ゟ出ス也

一、夕飯モ相済候而服者幷ハラマシ男明日ゟ出入無 之様堅ク亭止可致旨末ミノ者共迄申渡

^ 様惣奉行へ申付ル事

1月2日一、廿一日早朝市祓ニ来ル、前日にも申遣シ置 事、尤今日ゟ廿七日迄市毎日来ル、頼飯等出ス

一、市祓相済大門江シメ張事

但内一文字・外一文字両様ニ張也、是ハ頭人

心次第

板本廻章出事、認メ様奥ニ記ス

唐院奉行幷新坊承仕へ廿六日奉行仮

土器フタ配前ハ 但シ茶碗ニモリ

九寸片ニテカヨウ

塗 て う し (^{姚子)} 水菜

足打ニ乗セル

引菓子 こんふ

昼後早ゝ頭屋江参り御幣部屋調置事

事、尤明日例之通交名持参可致旨惣奉行 屋ニおゐて悦酒差出ス、尤惣奉行挨拶致

へ向ケ申渡也

一、経師染紙持参致ス対屋へ通シ惣奉行 出合請取、例之通り吸物三角切豆腐肴三 種ニ而酒出ス也、其節ニ明日互刻ニ不被成様

リ屋所持之義、代官よ以手紙頼遣ス事

釜屋アメシマキ拵へ参ル事

アメシマキ餅米白米弐斗内別火方餅三升

斗取リ置也

屋根屋、献部屋拵ニ参ル事

11月22日一、廿二日御幣傘田楽傘 幷嶋台等広縁へ 縁之内前辺ニ頼置事 カサル事台奉行之下知也、尤モ台奉行法

11月25日一、廿五日装束包幷馬場還之廻章一山相 11月23日一、廿三日早朝 ゟ諸役人不残相詰ル事

觸ル事、是レハ役僧之役也

御児江も使者を以申遣ス事

唐院奉行廻章出ス事

一、廿五日装束包廻章斗使を以相触也

、今日ゟ法縁中詰衆被相詰ル事、尤次之 間へ銭箱・音信帳弁杉原壱帖・硯箱等前

辺ニ調へ置出ス置事

部屋調様委細御幣記二有之 尤頼置候御幣部屋之衆何モ御出也、 御幣

一、田楽両座惣代両人番届ニ参而例年之通対

片カハ五・クツマキ弐枚・トンホ壱枚・チヤキン壱枚

都合五拾七枚

一、今日ニト持参ニ限リタル事ニアラス、例年廿三 日迄ニ持参有之事、但し五拾七枚ツゝニクゝリ

外上抱

一、御幣部屋調候ハゝ別火師申付、シタゝメ等相

済御幣部屋火之用心等者勿論万事二

心付、尤今晩刻限之儀例刻後夜ニ何レ

モ案内可致旨堅ク別火師へ申付ル事

一、同夜詣、夜ニ頭屋ゟ迎来、頭屋へ参リ別火 シタゝメ等相済御幣部屋ニ入、御幣タチ(栽)

始ル事委細ハ御幣記に有之

同夜丑之刻ゟ荒神供勤ル、尤廿四日・五日・六日

三日之間従僧之役也、前辺に従僧へ申付

一、御幣部屋始ルト役井門ニ取掛リ申度

旨惣奉行ゟ相窺事、差支等無之候勝

手に取掛リ可申旨申付ル、尤伺候スバ下

11月26日一、廿四日早朝心見ノ赤飯へキ足打ニノセ市ノ(※)

懺悔ヲサシ、惣奉行御幣部屋へ持

一、早朝ニ経師薄置ニ参ル、別火ニテシタ、メ

等為致候事

経師へ渡シ物覚

一、金薄箔

両座之時ハ片座廿五枚 五拾枚

一、銀箔 五拾枚

同断

弐対

同断

一、吉野紙 弐帖

右之通相渡ス、尤近年ハ重銀箔ハ不相

渡、経師より持参依薄代拾六匁五分

惣奉行江向相渡ス事

例年今日西大寺愛染明王開帳之儀、唐 院主持坊へ向頼遣ス事、尤廿六日・七日・八日分

捧物トシテ青銅三拾疋書状ヲ添相送ル事

案文奥ニ記ス

、早朝ゟ御師方ゟ弦ヒネリ三・四人斗来、尤奉

、一山院 < 江明後廿六・七日両日御出仕可被下 旨頭人頼二可参事

行仮屋に而絃拵事

、今日中に例之通奉行所江警固之儀

頼参ル事大玄関ゟ上リ使者間へ通、取次

ヲ以申入、明後廿六日若宮祭礼田楽頭

役之儀ニ付、例年之通警固御差出し可

被下候旨口上二而申入、尤刻限相尋候ハ、卯

之刻と申置也、頭人直参可致事

、昼後八ツ時頃、田楽新・本両座惣代交

名持参申、例之通対屋ニて悦酒等出し

挨拶等惣奉行モテナス、其節交名カヘセ 卜申上候、近年者廿五日交寸日記ト壱所

ニカヘシ遣ス

昼後御飯出し是ハ明朝社頭ゟ両社へ備

進物今日中門迄出し置事

一、御飯出ス時職中無之テハ不可、壱人ニ而モ御 出仕有之候ハゝ御飯出ス、尤職中還頭・頭坊

客殿へ出仕有之事

但し頭坊ハ素絹也

右御飯出ス時ハ惣奉行幣ヲ持先へ出、中

門ニテ其幣ヲ御飯ニ差置事

御飯出し相済ト其侭献方ゟ広縁へ献之 次第書付幷諸役人之書付帳事

右書付前辺ニ認メ置献方へ相渡置事、書

悉相済職中幷還頭人其外結衆不

様奥ニ記ス

残客殿ニ而夕飯出ス事

みかん

チヤツ **胎** 椎茸 チヤツ **胎** 椎茸 したし物 人参

香もの

三ツ目 つとふ 長いも

三ツ目 風呂ふき大こん 唐からしみそ

汁 才豆ふ (

中酒ぬりてうし

宝物 両側へ

肴三種 見合

御幣部屋方相済前夜通火之用心幷 但重箱片木足打ニノセル

刻限等別火師江申付事、委細者御幣記ニ

一、同夜後夜ニ頭屋ゟ迎ニ来御幣部屋之

1月26日一、廿五日早朝社頭、備進物左之通 次第前夜之通委細者御幣記二有之

一、御飯 壱 一、吉酒 五斗

是ハ斗渡し也

但し赤飯壱石也

一、蜜柑 百 一、ノウレン昆布 五束

一、大串柿三わ

但し長串四尺五寸柿真中ニ六ツ、両ハシニ弐ツ

右者大宮方

宛五把ニテ五十本也

一、御飯 壱 一、吉酒 弐斗

但し赤飯五斗入 前同断

一、蜜柑 五拾 一、ノウレン昆布 三束

一、大串柿 弐把

但し寸法大宮方同断

也、右書状ハ升に挟、例年献方持参可致事書 江書状付候也、若宮方拝殿惣ノ市江付ル 右之通リ両社へ備進、大宮方ハ三方神人

状認メ様奥ニ記ス、尤早朝ニ備進ス

両御門主献上物

一、御杉重 壱組

但笠弐重クリ

壱重目 水仙五枚

但杉葉敷也 煎慈仙五

切ツウメン(素麺ヵ)

但重ノ隅ニ切ツメル、長百目ナラハ五把ツゝ

三重目赤飯 但南天シク(敷)

一、御盃台 但五ツ人形也 壱膳

一、亀笠小折 壱答

一、御樽 一、大盛菓子 壱答

壱通り献上、一門様方御盃台之器 右之通両門様献上、尤新御所有之時ハ今

包、使者ヲ以献上也、尤使者ハ奏者之内

金壱枚、大門様ハ重銀二枚、右器奉書ニ而

両門様御次之衆江八寸重箱壱重、御番堺 申付ル、書状案文奥ニ記ス

斗り也、他門ハ不入ス也

奉行所方送り物

重二而一重相送ル、尤是ハ頭人御門家方

杉重 一組 一、盃台 一膳

但壱重くり足

タ、シ三ツ人形

六十目ナラハ五把ツゝ

壱重菓子 昆布二

下壱重 赤飯

まん十 松風壱 ほうろく壱

ナラハ不入、児躰等も有之候ハゝ相送ル事 右之通重箱四重入レ台ニノセ相送ル、尤無住

壱通り

唐院住持坊方

是ハ一山客殿江遣ス通り也、 ひさげ共書状案文奥ニ記ス 外ニ長柄てうし

仕無之候ハ、一献壱通リ相送ル事唐院同

、一山一廰法印斗リハ今日御出仕相見合、御出

時、尤書状無之

一山幷出入方祝儀来ル方へ重贈り可致事

盛様両門同断

一、積交 小折一答 一、盛菓子中折 一答

一、指樽 一荷

右之通使者奏者ヲ以相送ル、目録添案

奥二記ス

一、重箱ニ而献上之通 院家方

上一重 上ケ豆腐三

中壱重 切ソウメン五ワ(把)

ミかん壱

ス時ミスヲク、リ上ルタメ也 (額繳)	ク、リ上ルヒモ付テ置也、是ハ廿六・七日御幣出	一、客殿妻戸口ミスノ両方江御幣紙ニテミス	事	一、御幣出来次第安置ス、委細者御幣記ニ有之	肴三種ニ而出ス、尤挨拶等奏者ニ申付ル事	一、院家ゟ使者来ル、是ハ対屋ニ而三角切吸物	壱ツ宛遣ス事	致候也、下部江モ玄関ニ而酒出ス、跡ニ而ツクネ	之通壱献壱通り遣ス、尤挨拶等結衆之内ニ而	一、両御門主様ゟ御使者被下次ノ間江通シ何	右之通元メゟ惣奉行宅江持セ遣ス	こんふ	めかしね	ミカん小落かん	一、菓子 まんちう	但堺重二而	一、赤飯 壱重	一、切素麺 五把	但樽入	一、酒 弐升	惣奉行江之送物	ネ壱ツ宛遣ス事	廿七日迄三ケ日之間昼飯支度ニ参ル、毎日ツク	一、中番掃除者共門番・観音鐘ツキ今日ゟ	文惣奉行へ向相渡ス、右者元入心ノ也	一、楽頭幣持参スル、半紙半帖わらし代弐百
一、ヒサツキ	白布立様之事	置事	右者御児方今日勝手ニ扈僧江渡し	一、足袋但赤紐也	一、同金銀水引右入鬠用	一、入醫ノ金紙	一、金末広	一、裏頭袈裟	一、長絹但し紐 幷 ボタン赤也	一、同サケ帯	一、アカメ	御児方	一、ヘンサ・ラ	一、同撥	一、太皷	一、足駄	一、高足	一、扇子	一、ツラノ笠、但田楽両座分	一、田楽装束・長持弐指、右ハ前辺ご				一、杉原「是ハ大宮若宮ヒサツキ用」「カメリ戦」「ロックスト戦	一、白布 但し六丈物ナラハ三疋壱丈四尺	今日入用物覚

三疋壱丈四尺 四疋

뮂ニ而田楽ニ給ル ヒサツキ用 弐帖 四帖

折遣スを人分六枚 四帖

右ハ前辺ニ改置事 弐拾四

美足 四本 三十本

弐十本 弐拾

拾弐

弐 百 弐 弐 弐 弐 弐 足 把 枚 本 條 具 筋 具

三丈宛四ツ

是ハ大宮弐ツ、若宮へ弐ツ、廿六日社頭江上ル用

一、高足布

壱丈五尺四ツ

但シ田楽方両座分

一、手掛

壱尺五寸四ツ

右者田楽方両座廿六・七日両日御幣遣ス時之用也

四尺宛四ツ

是ハ御児カタ車廿六・七日両日分用

右者不残奈良晒ニテ可極事、依而立ハツシノ判

ノ有之所ヲ不失様致置事、自然故障有之時

奈良晒ト申證拠タメ也

惣奉行江今日渡物左之通

一、ヒサツキ布三丈宛

四ツ

一、手拭壱尺五寸宛一、御児カタ車鉢巻四尺宛

四ツ

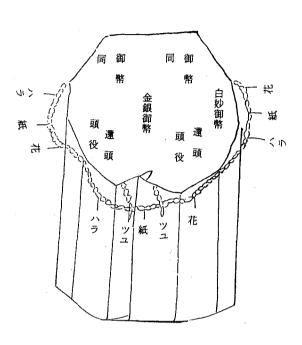
四ツ

四帖

一、杉原

右之通今日中ニ相渡ス事

33



<u> </u>			.,	<u> </u>			○四枚 5			0,,		-) ,		○四枚	
	包網	出腰	札	衣帯	扇子	刀王扇子	但金丸アリ	鼻紙	鼻紙	但金ノ丸アリ拾五	刀王扇子	扇子	衣带	札	出腰	色絹
	拾三	拾三	拾三	弐筋	拾五本	二本	拾 五			リ拾五	弐本	拾五本	弐筋	拾三	拾三	拾五
	楽頭幣持	袴袴													袴袴	楽頭幣持
一臈笛平	指貫同断	単帷金	強帷十三具	平ノ頭同十二	笛頭上絹壱筋	キュラン キ 土絹 恵 出	強帷	単帷	指貫同断	一臈笛平						
	一臈笛平平水干十二笛・水干壱ツ	[断	金ノ丸六ツ・平七具	-三具		九様ニスヘキ也	丸ハ左右カマワズ上江十	キ合セスル也、単帷金ノ	同前装束タ、ミ様左右ダ	左ハ新座カサリ様何レモ	座鋪『向テ如此右ハ本座、		十三具	金ノ丸六ツ・平七具	:同断	一臈笛平平水干十二笛・水干一ツ

中門カサリ様ノ事

一、高足

一、今日ゟ廿七日迄表方挨拶等亭主ハカマハス

出致ス也、交寸日記奥ニ記ス

扈僧之手配、尤頭人装束今日斗リ素絹

但シ両座分也、尤布結付置也、結付様ハ壱丈五尺 置也、右片座斗ナラハ左斗リニ置也、乍去家ノ脇手ニヨル **ノ布ヲ二ツ取テムスヒ付ル也、両方ノアマリヲヨコニメ**

一、足駄

但両座分也

一、太皷

但唐皮両座分也、ドウ共

一、同撥

但両座分也

一、ベンサ・ラキ 如左客殿ノツマト口 6 カサリ置也(**戸)

一、廿五日之貝時分『田楽両座来、役井門ゟ対 屋へ出仕ス、次ニ交寸日記惣奉行江向金中啓ニ ノセ相渡ス、尤昨日之交名爰ニテ壱所ニ返シ遣

見別儀無之、祝着申候得者、惣田楽伺公ゟ装 ス、其後田楽四・五人斗り客殿江入テ装束拝

東次第二入置、其侭次ノ間二入置事 束包之本ノ対屋江帰ル、其後長持所出し装

一、田楽装束包仕舞候ハゝ対屋ニ而一献惣奉行 出仕致候ハ、右金屛風ハシ壱枚折カヘシ置也 モテナス、対屋金屛風者不成、依而田楽広縁へ

候ハ、盛菓子壱ツ遣ス、但シ笠無之也、下部共 尤田楽一献方一山方寺僧同前ニ出ス、三献相済

江もツクネーツ宛遣ス、何テ相済役井門ゟ退

、午之貝一山寺僧衆御出有之、互刻::相成候(+)

献之時表方加行以上者客殿、白衣之衆

ハゝ何モ被催促致ス、右等者扈僧之役也

者何レモ対屋、尤客殿方之挨拶扈僧

両日者直置也

配膳小性今日者何モ素袴也、明日明後日

弐足

二十本

山何モ揃之上献出ス也、此時扈僧両人客殿 下知可致事 下座広縁に付居也、尤献立方ハ惣奉行へ

対之屋方ハ御幣出之役也

初献 献土器

蓮 五 根 本 手**壱**(カ) ムカゴ ホウ六本牛蒡 ホウヲ形弐 香イツ浅草苔 雑煎 赤飯 芋 大根

汁徳

ちゃうしクハユ

人参但重箱片木足打

桔梗カラシ外ニ 壱枚ソウメン 土器

同梅干

サウメン

汁徳

チウシヤク

但シカラシ

昆布三切小角

打てうじクハユ 里いも

同断

三献目

ヲ**大** ロ根 シ

中置椎茸三

キカワ 煎慈仙三

同

打てうしクワユ

同断

牛蒡

一、右之通出ス也、右一献目々々々目上ゟ次第挨拶致

奉行之役也、尤中門ニ而何レモ皆ニ札ヲ 上ゟ末迄引候、其侭中門江直シ置也、是ハ台 ス也、尤三献相済盛菓子引替此時小折足打

付奏者ニ而院×江相送ル事

水仙 置

三ツ目かふら葛引(煮)

香物

中酒

宝ノ物

肴三種

一、惣仮り屋廻シツクネーツ宛中分以下へ遣ス 一、夕飯相済寺僧衆何レモ退出

元〆方取斗事

一、対屋方献出様客殿江同前、初献之時ハ盃 也、其外同前、客殿方初献相済ヲ相見、対 献土器ニテハ無之、五分カハラケ右盃チゴウ汁 屋初献出ス也、尤一献目~~『挨拶御幣出

一、三献トモ相済不残飯出ス、此時ハ上ゟ末白 、例年今日六方集会ニ付互刻ニ相成候ハゝ次ノ 衣之衆迄客殿也、挨拶等ヤハリ扈僧手配 間ニテ献出ス、尤挨拶等扈僧役也

チヤツ 人参

汁大根輪切

チヤツ カラシアエ 飯

引テ

塗てうし

菓子 こんふ でホウロ もなちう

暮過田楽新・本両座江米相渡、尤玄関ニ 右惣奉行・頭屋・代官立合ニ而為斗渡ス也 而斗リ渡ス、田楽座惣代両人請取ニ参ル

米渡之覚

一、五斗俵 十三俵 四斗俵 壱俵

右者本座方

一、六斗俵 十三俵 一、四斗俵 壱俵

右新座方

所介○者唐院二在之 ○三而より相渡ス、会所升正之五合也、右会所升 ○民体斗り相渡ス、会所升正之五合也、右会所升 但シ右者会所升也、本升直し両座分都

御児入警裹頭勝手二致置事、扈僧役

悉相済篤与挟合致、

火之用心等何ゟ筆進

朝七ツ過ニ扈僧ニ頭屋へ被参、奥間燭台・火鉢 付申事肝要也 同廿六日

11 月 26 日

一、児御出候ハ、扈僧客殿様迄参リ役井門ゟ 入レ、乗物縁之上ヘカキ上サセ手ヲトリ客殿上

多葉粉盆出セ可被申事干要也^(別章)

座ヨリ直に奥ノ間に通シ可申事

一、其侭別火ニ茶可進、但二膳足打也、扈僧心得也

惣奉行二申付供之者支度為致、扨菓子部 屋へ申付御児菓子ヲ進候ヘキ扈僧役也

御児足袋・長絹・末広入鬠相渡可申事、是ハ

今朝ニ不限勝手ニ渡し置也

一、六ツ以前ニ御児装束サセ長絹・足袋余末広

一、入鬠ノ下ヲ平モトイゝニテクゝリ、其上ニ付ル也 扈僧モ装東可致重衣金中啓也、白五條ハ 六ツ時分頭屋へ参リ何角筆ヲ付今日ニ餝 不入頭屋以上ナラテハ不叶也、シゝウモ不掛也 入鬠ノユウメル、ハシノ上ノ児ハ右江、下ノ児ハ左ノ方 入鬠ハ水引ニテニケ所ヲ結也、左右能見テ可付 へ行様可付也

リ様挟合可致テ肝要也

廿六日雨下に付中門に而田楽能有之、白衣衆

中広縁:而南向出仕

尊慈院還頭役之節、円明院依所願被申

一、六ツ時頃ニ奉行所ゟ警固来ル、用人壱人・与力 壱人·同心四人·目付弐人、其外供者共役井門 レニテも拵置事 レモ前ノ床ノ上ニ居也、尤同心休足之間何 **よ入テ、用人・与力ハ奉行仮リ屋^入ル也、同心^何**

広庭餝リ様

殿客 下タンキ (段) マ(沓脱) 対 中 高足二本 田楽傘十五本 高足二本 田楽傘十五本 カケ 力 門 ケ 木 木 / マト ウト マシュ 容殿仮り屋 奉行仮屋 床買二 門井役

、仕丁ヲ呼様ハ妻戸口ノ上座ニ下座ノ方向テ 其時ニハ相向ニスハリ呼也、努 * 手ヲツカヘル事ハ(๑๑๑๑) 座シ、扇子ヲ下ニ置、手ヲヒサノ上ニ置テ、仕丁マイ(*) 不可有之、尤扈僧之覚語有之候事 レト呼也、後ニハ大折・小折ヲ置故上座江不行

一、早朝田楽ゟ献請取ニ参ル、赤飯・雑煎、漆鉢ル(ミヵ) 衆等出仕以前ハ田楽江之催促ハ惣奉行 五升・赤飯七升余、右之通献方ゟ相渡ス、尤又昼 入、酒瓶子入、カノ方ゟ桶持参候ハゝ、切炭弐俵・酒 々田楽江使ヲ可出事、扈僧之手配也 より遣ス也、仕丁ニテハ無之、惣奉行ニ申付、 度

法師原宿坊江ソロウト五師・還頭・頭役客殿江出(権) 之テハ不可、早朝御出仕有之様、近所之五師ヲ 頼置也、衆徒出仕有之ト仕丁モ内へ入ル也、尤五師 朝御出在之候様内 ハ 頼置也、但近年御出無 衣之衆対屋方様 ~ 出仕也、尤白衣之衆三人斗早 仕有之ヲ見テ、衆徒対屋江出仕有之ト、中門白 九ツ過ニ被相渡、以上両度也

御児出候テ田楽出仕、ヲソクハ表ニテ妻戸口ヨリ 衆徒中門出仕有之候ハゝ御児ヲ出ス、扈僧壱 仕丁ヲ呼何度モ早 ニ 可進候旨申遣ス、扈僧之 ヨリ扈僧二人客殿ノ下ニ着座ノ居ル也 **に居テ児ノ少き方ゟ不可出、扨児ノ手ヲ引而出** テ児ノエモシヲナヲシ屛風ヲ客殿方ヨリ仕舞、ソレ (゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ 人客殿ゟ 屛風ヲアケ児ヲ可出、壱人ハ奥之間

壱人ニテモ御出仕アラハ始ル也

六ツ唱テ少ミ寺僧衆御出之、扈僧之内客

行申付ケ掃除為致候事

如左餝リ置惣奉行之手配也

惣 ノ 客殿広庭へ掃除不行届時ハ惣奉

門ノ外ニ立居ル也

呼出し使フ也、衆徒出仕以前ニハ仕丁役井

殿ノ下座ニナヲリ居ル也、

用向アラハ仕丁ヲ

田楽両座共役井門ゟスゝミ直ニ打入始ル也、尤本 両座共上三人斗リ、惣奉行ハ十徳・白袴・頭巾 両側江床木ニ掛ル、其侭庭ノ献也、此時法師原 座ハ前へ進ミ、新座ハ後より両座共打入レ、相済 師原ゟ致ス也、尤三献也 ヲ着シ、タイトウニテ役井門ニ立居ル也、配膳法

庭ノ献相済其侭装束渡し也、交名客殿 事本座ハ先キ座敷末ゟ、新座ハ後テ中門ノ ヲカエシ懐中ゟ

交名出し下ニ置ト装束楽頭 之後、口ヘナヲリ交名エモン直し袈裟之イキ (***) モ出ル也、尤客殿江御出仕之御衆中両三人交名 妻戸口ノ正面江出仕在之ト、客殿縁江従僧 方ヨリ出ス也、尤棟梁モ付テ行キ、其年之交名 幣指 ゟ田楽一 臈 ゟ次第相渡ス也、尤装束出ス 「引合装束出ス也、小性へ相渡ス小性ヨリ従僧。 ^(姓)

一、装束出ス時上リ客殿ヲ受テタキ合スル様ニ 左右ヲ能見テ出ス也

相渡ス也

一、従僧之向様、本座ノ時ハ座敷ノ末より中門 客殿ノ方ヲ向テ居ル也、尤包詣端先江カヽル様 ニ持スル也 方へ向テ居ル也、新座ノ時ハ中門ノ縁角ヨリ

装束渡ス時、一臈・二臈迄相渡し候所ニ而笛 悉請取ト田楽立合祝言有之、祝言終テ其侭 笠ヲ相渡スナリ、亦上ゟ末迄相渡候テ居ルヘシ 不残田楽方へ取ル也、尤両座共同シ事也 装束請取ルト庭ニカサリ在之、高足・下駄・傘

> 下ケル事白衣之役也、ミス下ルト一献方可致下 **扈僧ゟ中門江ミスヲ可下出旨申行也、尤ミス**

献ノ時ハ扈僧ハ客殿ノ末ニ付居ル也、客殿一献始 手配也、献出ス事客殿ト同断也 御献可被成旨申遣ス也、次ノ間方ハ御幣出之 ス也、此師衆中方ハ直垂着ニ申付御替リ之 ルト衆徒中門ト篤分ニ次之間ニて一献出

客殿献之次第

九ツ添 菓子 煎慈仙三 あめちまき 打てうし ゆ椎 同 う茸 三 長芋六本 壱文縁高 **焼雑** 同 とうふも なかいり 漆ハリ善 エソ六本 土 盃 器 三 枚 ムカこさし はす五本 ハシ尺弐寸也

汁徳

同 梅 干 桔梗カラシ サウメン サウメン コ サウメン 土器二枚

> 初献ノ上ニ乗スル ナリ

右弐献目ハ

39

汁徳 チウシヤク 但しカラシ也

打てうし

三献目

酒斗リ 打てうし

一、児ノ壱献ニハ扈僧付テ行、膳ヲナヲス、先ツ立 退ケ、扨一献スエタラハ扈僧参リ児ニ一献ヲサセ 可申、箸ヲヌクマテノ事也、扨帰ル時不残シイテ 弐献目ノ時モ同断

酒出タラハ別火ニ札付タル銚子ニクツエ弐ツ持セ扈 セマキ客殿ニテハ扈僧行テ両方ノ児ノ盃ヲ仕 僧付テ児盃ヲトラセ、扨帰テ末ヨリ酒ヲシイル也 舞、客衆ニモ両方ヲシイテ帰ル也

奉行仮リ屋之方も此間ニー献出ス也、是も別火 之外ニ酒肴等昼飯迄モ出ス、別火方ニ而用意可 之内ゟ被致也、頭人モ弐・三度挨拶ニ参ル事、 方之事唐院・新坊・承仕取持也、挨拶等職中 献

一、同心休足之間ニテ平献出ス也、 サセ取持為致候也、尤中飯モ出ス也 ス也、取持ハ御出入方ノ町家ノモノトモニテモ袴ヲ付 尤酒肴等モモ出

一、警固供者共江モ中飯酒肴出、献壱之ツクネ 猿楽参ル、何レノ間ニテモ奉献出ス也、尤人数 壱宛遣ス事 六人参ル也、退出之節腰指五拾疋遣ス事、惣

奉行ゟ相渡ス、尤宝生座斗リ也

目 献

桔梗カラシ

外ニシル サウメン

汁徳

酒塗てうし

同

五矢ハズ

サウメン

同梅干

サウメン マ

汁徳 酒塗てうし チウシヤク但シカラシ

肴三種

引添昆布三角切小角ニノセル也

三献目

酒塗てうし まんちう

菓子 うりかん ミかん

巻せんへい 昆布

表方一献相済次第中門江ミス上テ笛申也、ミス 上リ次第能可始由、 法師原江表ニテ度ス申遣

ス、扈僧之役也

一、能番組可越由、仕丁以法師原へ申遣ス、承知

奉献之次第

桔梗牛蒡

雑煎いも 大根

焼とうふ

赤飯

之由返答有之ハ、惣奉行ニ申付硯紙内證

ゟ為持遣ス也

能番組差越候ハゝ、右番組強杉原ニ相認メ客

仕江相渡、番組認様奥ニ記ス 直垂着ニ為持遣ス、奉行仮屋方ハ所持之承 殿・対之屋・奉行仮や江出ス也、客殿・対屋江者

取セ、盃台小性『申付客殿ノ上座ゟ奥之間へ入、児ノ 殿ニヲキ、能弐番済ト奥之間江入レ置也 侍ニ渡ス也、チキリハ年寄衆ニ尋之カハリ客 キリ・亀足ト弐ツ出ス也、扈僧付行テ児ニ盃

客殿ミス上ルト其侭大折出ス、客殿方饅頭二答 頭壱答、ツミマセ壱答、以上弐答出ス、対屋同蜜柑二答・絹カツキ弐答、以上六答出ス也、中門方饅

中門・対屋へハ盃台壱膳・木色壱膳・半サイ色 壱膳、 壱人ツ、付置事 肴・壱里塚・打てうし、尤中門・対屋へ小性 (産)

残リ、一人ハ食ク致ヘシ、必客殿に居事究リ 師ニ申付食可進へク也、扈僧壱人者客殿ニ タル事ニハアラス、児客殿ニ無之時者扈僧モ

一、児ニ盃ノ台スヘタラハ、児ヲ奥ノ間へ入レ別火(※)

部屋へ申付菓子可進也、児菓子等相済候

客殿に不居メテモ不苦、児ノ食相済候ハ、菓子

ハゝ客殿へ出ス也

客殿寺僧衆此間ニ中飯出ス、何れも奥ノ間

一、能不始トモ盃台出ス、此時ハ人形五ツ壱膳、

客殿方盃台出候ハゝ、中門・対屋江も同断出 断中門ト寸様ニ出ス也

中酒

塗てうし

重箱片木足打ニノセル

長絹田楽取ルト其侭中門へ申、饅頭ホラスベシ 年寄衆届有ラハ今壱答モホラスベシ、此時ハ小 児ハ妻戸口ノ上ノ方、下ノ児ハ下ノ方ナリ、 性三申付客殿ノヲ今壱答も中門江遣ス也^(姓) 方同時ニ可出也、エリヲ客殿方へスル也 テ右之手に扇ト持ソヘ、妻戸に可出也、上ノ 両

、中門・対屋方ハ次ノ間ニテ中飯台所ゟ出ス ニテ別火師ヨリ出ス也

立

チヤツ 大み 根カ ん 汁 おろし大根

大 三 根 月 あけとうふ

チヤツ 正月牛蒡

引テ三ツ目 山ノいも

松茸 四方物 水な

献

能弐番・狂言モ相済候ハゝ、児ノ長絹上斗リ取

五師ト盃有之、尤例年五師中ゟウタイ所届遺ス、尤両座参江ト客殿妻戸口ヨリハイリを以法師原両座共一臈二臈ニ可参旨申一、児ノ召出し相済候而年寄衆仰ニ依テ仕丁一、御児大小用度ニ参可尋、万事筆ヲ付ル也

事ニ非ス何合ニも不苦也 拝領頼也、五師中 ゟ被遣候何合共キハマリタル有之、田楽二・三番ウタフ也、帰リシナニ大折田楽

へ向テ相頼也、相頼候ハゝ古実ヲ以差ユルス事也番・狂言弐番ニテ仕舞也、尤右ハ田楽ゟ惣奉行、能番組ハ五番、狂言三番タリトイへ共近年ハ能壱

ス、以上両度遣ス斗リ、尤能壱番・狂言二番相済能壱番相済テ遣ス、亦狂言壱番相済テ遣へ、能壱番・狂言弐番ニテ差ユルスニ者花遣ス事

テ長絹ノ上ミ斗り遣ス事

以申遣ス、少シモ早キ様ニ可致事扈僧之心、能始ルト壱番 z zュテ早 z 可進旨、度 z 仕丁を

待世

水可致事、尤何も装束等可致也召出し也、此間ニ棟梁・還頭・頭人御幣出し、行、能狂言相済中門ゟ饅頭ホウリ仕舞ト其侭

祝言可始旨法師原へ仕丁を以申遣ス、扈僧田楽両座共召出シ盃等相済退出スルト、其侭

旨度 <仕丁を以申遣ス事一、祝言相済テ其侭法師原両座共早 < 可進

一、此間『客殿妻戸口ノミス大キ成小性』申付上へ残小性』申付可引ス旨、惣奉行申付也一、祝言相済ト客殿・中門・対屋、大折・盃台等不一、祝言相済ト客殿・中門・対屋、大折・盃台等不

タグリ上ル也、是ハ後ニ御幣出ス時用也

ハヌ様ニ着座サスル也児ヲ縁カハノ方へヨセ置也、御幣出ス時ニカマ児ヲ縁カハノ方へヨセ置也、御幣出ス時ニカマ、法師原両座共進ミ候ハゝ御児ヲ出ス也、此時御

リ後へ行テ還頭・々人ノ手水ツカウ時ウシロヨ有之ト、此時客殿御出仕之衆中之内三・四人斗人ル、尤還頭・頭人、両人共客殿妻戸口ノ前へ出仕一、法師原進ミ候ハゝ還頭・頭人出仕可被致旨申

、還頭・頭人妻戸口ノ前へ出仕有之ト、其侭水瓶リ被致セ給事

ナヲス、其侭法師原右之水ニ而手水ヲツカイモ 拭ヲ結ヒ付テ小性ニ為持、客殿ノ方^口ヲ向テ縁ニ 角盤小性ニ-持セ、先ツ還頭ノ前へナヲス、還頭手(タヒ) 水ヲツカウト其侭田楽江モ銚子ニ水ヲ入レ手ニ手 委細者御幣記に有之 トノ縁ヘモドスト小性ニ取スト其侭御幣出也

御幣出ス時、諸事台所何角静ニ可致様

惣奉行へ申付ル事

御幣田楽請取ト其侭ノツトウ幷打入レモ相(祝嗣)

其侭ニ而田楽退出スル也、 両座共同断

田楽両座共御幣相済候ハ、衆徒何レも退 出也、中門モ同根ニ引取事

田楽退出スルト警固モ引取ル也、 此時御苦労之

趣頭人挨拶ヲ可致事

衆徒・中門・田楽等引取ルト、其侭御児奥ノ間へ入レ 扈僧同食可致也

何レモ退出有ト奏者ニ申付客殿ノミスヲ

別火師二申付食可進、

下ケサセ、妻戸口斗リ上ケ置事

一、御児食相済候ハゝ装束為致可申也、昼ノ通り長 緒ノ下斗也、扈僧者ミゝウカケ・色袈裟也、客殿

装束ニ而出ル也、尤頭屋以上ハ重衣白五條也

此間ニ御児之末広ヲ小性ニ持セ置、尤小性ハ直垂(タタ)

惣奉行ニ申付供廻リ成リ次第ニ御児ヲ客殿ニ出 カラヌ様申付ル事、 ス也、五師衆又ハ年寄衆御参ル故、随分道早 尤道筋ハ加行之通リ、乍併其

方々ニ而違フ事也

、大宮ニてハ正面ノ前ノ掛木ニ児ヲ立置、若宮ニテハ 供之者:為持置事、但神楽料鳥目拾疋、奉 斗リ、若宮ニテハ神楽・奉幣可進事、尤奥院 カハリ東ニテ御殿ノ前ニ立居ル也、大宮ニテハ奉幣 幣料両社ニ而拾疋、以上弐拾疋也 こモ不苦、両社奉幣幷神楽料前辺ニ拵へ置 ヘモ参詣有之、若ヲソキ時ハ古実トシテフセ拝ミ

夜二入候ハゝ高張箱燈灯等持七遺事

宵宮参リ供廻り左ニ記ス

上供上下着四人カ五人 還頭 小(姓)

△第

此外小性何人ニテも 但児之末広持ス也

不苦也

頭坊

小 性<u>ê</u>

□第

外是 還頭 停下部

扈僧

传 下 部

下部

御児侍カタ車 扈僧侍下部 床木持 頭侍 坊 下部

右之通何角筆ヲ付事干要也

御児宵宮参リゟ御帰リニ役井門ゟ客殿ノ妻戸 上^カキ上ケサセ其侭ニ而御児ヲ乗セ帰ス也、尤侍下 候ハゝ御児帰ス也、此時乗物ヲ被取寄客殿ノ縁ノ ゟ入、奥ニ而装束ヌガセ別火師ニ申付可進也、相済

御児御帰之節、菓子部や江申付菓子包マセ乗

箱チヤチンニテ贈ル也

物入レ帰ス也

- 御児帰リ候ハゝ扈僧モ休足シテ明日ノ児ノ船裹頭 **拵置事、扈僧之役也**
- 一、勝手ニ酒弐升樽入・赤飯壱重、 惣奉行宅江為持

遣ス也、尤是ハ元メ方ノ事

- 悉相済御児ニ帰り候ハ、御幣前へアントニ火ヲトモ
- シ置キ、御幣方何角火ノ用心別火師ニ堅申付
- 頭屋ゟ帰り休足

棟梁モ退出也

11月27日

同廿七日

- 朝六過ニ扈僧頭屋へ被参、 奥之間昨日之通認メ
- 六過ニ棟梁モ頭屋へ参ル也

被申付事

- 御児御出候ハゝ昨日之通惣奉行ニ申付供者共 江モ認サスル也
- 御児装束昨日ト同断、 長絹下斗り也
- 田楽遅クハ惣奉行ニ申付、 も申遣ス事 内〃ニ而田楽方何度
- 一、仕丁参リ候ハゝ何レノ間ニ而モ壱献出サセル事
- 馬長ノ児出ス事、委細ハ奥ニ記ス
- 田楽役井門ゟ対ノ屋中門へ通ル也、 新座ハ対ノ屋也、 田楽参ル其侭惣奉行挨 尤本座ハ中
- 拶シテー献出ス也、 尤今日献之間に惣奉行ト盃
- 田楽一献之間に棟梁・還頭・頭人御幣出シ、 日之通り行水可致置事 昨
- 田楽江之献ハ弐献也、何角相済田楽宿坊へ引

- 手桶二ツ持参、平次二荷ノ酒相渡ス也 もツクネ壱ツ宛遣ス也、 取ル也、尤供共江モツクネ壱宛遣ス也、尤供ノ共へ(ママ) 田楽宿坊江引取ルト
- 近年者田楽宿坊へ引カザル例モ有之、若引取 通仕丁ヲ以可進候旨申遣ス也、扈僧之手配也 候ハゝ御幣出ス時出仕可致旨何度ニテも昨日之
- 田楽参り候ハ、昨日之通近所ノ五師江御出仕在之 ス也、 様に人ヲ遣ス、其内寺僧衆モ追ヾ御出仕アラハ御幣出 之候ハ、御幣出ス也 乍併五師御出仕ナクハ不叶、壱人ニ而も御出仕有
- 寺僧衆幷五師御出仕在之候ハゝ還頭・々人、昨日之 通客殿へ出仕スル也、田楽進ミ候ハゝ御児を出ス也 尤今日ハ上ゟ白衣之衆迄も客殿へ出仕也
- 田楽モ進ミ客殿方御児も御出仕アラバ御幣出 也、田楽御幣出スト両座共ノツトウ打入レ在之(祝哥) 出し田楽へ渡候、其侭御幣之前之ツユヲ扇ト 持添、妻戸口真中江出シ置也、両座共同断 ス也、委細御幣記に在之、昨日ト同シ事也、 尤御幣
- 田楽御幣請取退出致候ハ、児ヲ奥之間へ サセ申也 入レ休足サスル也、 奏者ニ申付客殿ノミス下ケ

相済次第退出也

寺僧衆御揃有ラハ壱献出ス也、尤今日六方中ハ 御幣出而其侭大門ノシメヲ取ラセ服忌有之 下ノ渡リニ御出仕故遅ク候ハゝ、次ノ間ニ而前へ 衆何れモ御出仕之趣申遣ス也

献ヲ出ス也

献之次第

初献

盃古器也

汁徳

酒てうし

汽献目

チウチヤク

酒打てうし

引添

昆布三角切小角ニ乗ル

三献目

酒打てうし 落かん

菓子 ミカん

一、客殿ノ献相済ト奏者ニ申付ミス上ケサセル事 昆布 巻せんへい 以上

ミス上ルト広縁盃台打てうしカサリ置事惣奉 行心得居ル也

一、献相済次第頭屋役人幷昨日之御出仕無之方へ

下ノ渡リ始ルヲ見セニ遣事、惣奉行江申付

今日表ニ而頭人ト盃有之事

ル事幷御児ノ供廻リ調へ置候様是亦申付

ル也

汁徳 カラシ

下ノ渡り相済ト児供ノ仕丁来ル、其侭壱献サスル

仕丁壱献之間供廻リ広縁江廻し置、行烈昨 ^(列)

御児松ノ下へ出仕前、別火師ニ申付、氷砂糖・蜜 ヨウニ内證ニ而可進也、 柑少 < 用意致置キ、松ノ下江持参シ、児退出ヌ 日ト同様也 尤薬も少 < 持参 / 児目

仕丁壱献相済候ハゝ広庭江廻ル、御児出ス也、 ル事昨日ト同断、何レニ而も穴門者不通也、直様 僧モ今日者打掛ケ袈裟也、道筋早カラヌ様参 - 御旅へ参詣也 扈

無事有之時用意也

何レモ寺僧勤相済ト、如始行烈ニ而直ニ松ノ下江 置也、必東ノ仮屋へ可行也

御旅所仮屋ニテハ床木取寄セ腰ヲ掛サセ可

一、酒弐升樽入・赤飯壱重、昨日之通り惣奉行

客殿献相済後、門木ノ足打ニ赤飯ヲ入テ懺 ヲ客殿ニテホラセ申也、是ハ扈僧之心得也

悔サシテ客殿ノ縁妻戸口ノ所へ出置也、尤拝見 ノ者ニ載カセル事

、楽頭幣持東金堂へ出仕故、酒弐升樽入・白飯 下ノ渡リ始ルト御児へ食可進、大小用能サセテ装 致置也 東可致事、アコメ・サゲ帯・裹頭也、扈僧モ装束 ツクネ遣ス也、元〆方之事

一、下ノ渡相済候迄御児ノナクサミニ大折ノ蜜かん 宅江元メヨリ持セ遣ス事

立居ル也、尤児ノ侍ニ申来、床木ウコカヌ様ニ侍ニ持セ 奉行松ノ下江出仕在之ト衆中ヨリ、児ニ御出仕アレ 置也、児モコケヌ様ニ腰ヲ侍ニ持セ置事、随分筆ヲ 上り壇ノ前ニ床木ヲナヲシ腰掛サセ、扈僧両脇ニ 上壇ノ真中より西ハ衆中、東ハ一山寺僧衆也、児ヲ ト仕丁ヲ以テ申来ル、時 ニ 衆中与見合セ出仕ス、松ノ下 両脇へ付居也、尤衆徒ノ方ヲ見合裹頭可致事ル

フラヌ様ニ申付置也、旦ツ見合可行兼而侍共江 直に案内有之、右次第に申達渡相済候ハゝ、如始 大路ノ時奉行直ニ御旅江被参ル故、其供ヲ仕丁ノ 行烈ニテ馬場還リ山ノ上菩提ハ不苦寺内登 も申置也

馬場還リも昨日同断、児ヲ直ニ奥之間へ入装束 日之通菓子部や江申付菓子ヲ包マセ乗物 取ラセ別火師ニ申付食可進也、食相済候ハゝ昨 **ニ入レテ御児ヲ帰ス也、右等扈僧之手配也**

一、装束長絹ノ下アコメ・サゲ帯・金末広・裏頭袈

裟・入鬠皆×二通リ扈僧ヨリ請取ル事

一、馬場還リ客殿ニテ夕飯出ス也、此時上ヨリ役人 モ不残客殿出スル也、尤挨拶等頭人可致事

一、夕飯ノ上ニて頭人ト役人不残皆ェへ盃有之、此時

六方中ハヤブサメニ御出仕故、先江次ノ間ニテ夕飯 (流編馬) 別火幷番師ゟ水ノ物出也

出ス也

渡り相済前に田楽松ノ下進ムト、渡是迄ト衆中ゟ 可付事

> 水な 松たけ

> > 飯

平皿 茶碗 大壱ツ盛ひりようず 上ケふ きんなん

但し宿しふた

まんぢう

中酒

但し二重打紙敷

ミカん

三献 塗てうし

ゆ牛く は夢わ ゐ

無滞相済旨ニテ板本ニも酒エン有之、其節ニ(※) 子餘リ有之候ハ、板元へ壱宛可遣ス事 頭坊板元江挨拶二可参事、尤足無之盛菓 水のもの 肴いろく

首尾能相済客殿ニ而酒エン有之、此時惣奉行

其外役人共不残呼寄セ無滞相済ル旨、酒ヲ

献立

行也、寺僧衆ノ座ノ西ノ方ニ床木ヲ取寄立セ、扈僧ハ

夏ミかんあけ麸 椎 大こん

汁 こんにやく たぬきしる

チヤツ膾

大根セチリン

_	_	_	_	_	_	_	_				_	_		→			_	_	_	_	_			_	11 月 28 日	
、白銀	、ヘラ	、挟竹	、小刀	、物着	、ソツクイ板	、定木	、カキ板但し料物ニテ入魂之節ハ	棟梁江之祝儀覚	右之通御児両人共同断	但料物ナラハ青銅三十疋也	、積	、竹葉	但同断南鐐壱斤	、吉野杉原	近年ハ金百疋也但シ料物ナレハ金百疋ト或ハ銀五両ニて	、ヒジ綿	、金末広	、入鬠	、チキリ	、同台 人形三ツ	、金銀極彩色盃台 人形五ツ	御児祝儀物之覚	等拵之事	、朝五ツ時頭屋へ参り跡片付幷諸役人之祝儀物	廿八日	シイテ何れも大迷躰、無
弐枚	壱巴	壱巴	四柄	弐本	弐枚	弐本	二枚			三十疋也	両種	壱荷		壱束	-或ハ銀五両ニて	壱把	一本	ーツ	一膳	· 一膳	· 一膳			何幷諸役人之祝儀物		無滯相済目出度退畢
一、青物	一、白銀	田楽宿坊祝儀	次第也、併近年ハ大概如此	一、青物	一、青銅	台奉行祝儀	右之通両院同断	一、同 但壱荷両種料	一、青銅	御幣出し祝儀	右之通両院同断	一、青銅但壱荷両種料	一、青銅	一、裹頭袈裟	扈僧江之祝儀	右之通両院共同断	一、同但竹葉壱荷両種也	一、青銅	一、御幣傘	交名祝儀之覚	右之通五人分棟梁方へ遣ス也	一、青銅 但壱荷両種料也	一、 白銀 但延紙五束料也	御幣部屋之衆中江祝儀之覚	一、青銅 但竹葉壱荷両種料	一、伊予杉原但料物ナレハ金百疋
一台	三両		此り、心持	が、一台	五十疋			三拾疋	百疋			三拾疋	五拾疋	壱條			三拾疋	五拾疋	一本		追 ス也	三拾疋	弐両	人 覚	三十疋	一東

卅一、箸	一、峯銚子	壱ツ 一、小釜	一、手燭・拵へ	高張 壱張 但し右ケ	打銚子 弐ツ 一、松明 十五	瓶子 弐ツ 一、槍槌 一群	莚 五枚 一、長畳 三枚	竹 廿五本 一、幕 弐張	置事、右休幕へ遣ス物左ニ記ス	天気能後日御能有之候ハゝ御旅所汀	天二而能無之時者口切幷下行米等不遣也	して酒弐升樽入遣ス也、尤下行米三	今日天気後日御能有之候ハゝ惣奉行	ナリ	ヒブツ礼トシテ金百疋添御師江向ケ	頭人ノ心次第也	尤昼飯酒等出ス也、是ハ献立ノ極タ	今日者役人不残跡片付ニ頭屋江参ル	上分之祝儀大概如此、中分以下ハ別	学賢院借用、尤挨拶金百疋送ル近年者色×在之、天保九年る頭役之節	右同断
			; –,			<u> </u>		-	一、天ノ川		造也 一、決 椀	斗相渡ス也、雨		御請二					(帳に有之ル也 一、蠟燭	一、油	一、酒
	ん - ツ - 、 - 、		;	三本一、	<u>ニ</u> ッ	<u>-</u> ,	" —		に右桶白米五升宛入レ遣ス也 一、三イレコー	功敷 弐拾 一、板折敷	拾五具 一、木皿	別火師江渡物之覚	ハ名代ニ而も不苦也	「上ル、尤竹葉壱荷積両種献上、頭	ロ両門様へ参殿ス、右者廿五日御使	ル也、右等元〆方心得之事	『楽庭ノ献有之、尤暮方 6 惣奉行休	週御旅所休幕へ遣ス也、尤後日御能	十五本	少シー、割木・	六升斗 一、炭 少シ
	一、箸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	卅 一、箸 少シ 一、ユカタ籠 一ツ 一、ユカタ 拾 一、塗銚子 二ツ 一、上り取 一ツ 一、大風呂	卅 一、箸 少シ 一、五カタ籠 一ツ 一、五カタ 十 一、茶 少シ 一、五カタ 一ツ 一、五カタ 市 一、一、大川取 一ツ 一、大桶 一、大桶 一、水桶 一、水桶 <td>卅 一、箸 少シ 一、子り取 一、子水桶 十 一、茶 少シ 一、大手以取 一、大手が乗車、 十 一、茶 少シ 一、大手が乗車、 一、大手が乗車、 十 一、本 一、少力 一、大手が乗車、 一、手水桶 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、手水桶 一、手水桶 一、手水桶 一、 一、 一、 手水桶 一、 一、 手水桶 一、 一、 一、 手水桶 一、 一、<td>卅 一、答 一、外子 三本 一、大小大小 一対 一、基 少シ 一、大り取 一、大小大小 一方 一、基 一、大り取 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本</td><td>卅 一、答 一、大土ひれ 二、大土ひれ 二ツ 一、茶碗 一、大土のれ 一、大土のれ 二、大土のれ 二、大力の 一、大土のれ 二、大力の 一、大力の <</td><td>卅 一、著 少シ 一、大丸火鉢 弐ツ 一、大丸火鉢 一、大丸火鉢 一、大丸火鉢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>五枚 一、長畳 三枚 一、手洗 一ツ 一、茶碗 土力 一、大力の 一、大力の</td><td>出土 一、美 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 九、大 一、大 一、大 九、大 一、大 九、大 一、大 九、大 一、大 九、大 九、大 上、大 上、大</td><td>村五本 一、幕 弐張 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次大九火鉢 大九 一次大九八本上上 大九 一次大九八本上上 一次 一次大九八本ー 一次 一次大九八本福 一次 一次大九八本和 一次 一次大九八本和 一次 一次大九八本和 一次 一次 一次</td><td>(日) 能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、天八川桶 弐ツ 一、天九火鉢 (日) 日本権の進入物左ご記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の進入物左ご記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主五井宛人と違文也 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主五井宛人と違文也 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主記ス 一、大力火鉢 (日) 日本村が市前辺に 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本村が市前辺に 一、大力火鉢 (日) 日本村が市地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大力火鉢 (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力火鉢 (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本上で (日) 日本村が高地、但とおか上で 日、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水・地で (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水・地で (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力、大力水・地で (日) 日本村が高地、日本村が高地、但とないます。 一、大力水・地で (日) 日本村が高地で 一、大力が高地で (日) 日本村が高地で 一、大力なるとの (日) 日本村が高います。 一、大力なるとの (日) 日本村が高いますが高います。 一、大力なるとの (日) 日本村が高いますが高いますが高います。</td><td> 一、大手</td><td>田無之時者口切并下行米等不遺也</td><td>大きの 一、子の名代:而も不苦也 大井樽入遣ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、決椀 拾五具 一、木皿 大井樽入遣ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、決椀 拾五具 一、木皿 大井樽、造ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大日御能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大日御能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大大小 一、大力の力 一、大力火鉢 大ツ 一、大井村和 一、大力火鉢 大ツ 一、大井村和 一、大力火鉢 大力の力 一、大井村和 一、大井村和 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井本 一、大井村本 一、大井本 一、大井本 一、大井本 大井本 一、大井本 一、大井本</td><td>### 一、</td><td>和トシテ金百疋添御師江向ケモトス事 1、 (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原)</td><td>一、 、</td><td>一、次第也 と、献立ノ極タル事ニハアラズ</td><td>役人不残跡片付ニ頭屋江参ル事ナリ 2、</td><td>機能大概如此、中分以下ハ別帳ニ有之ル也 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一</td><td>一、大き、天保九年49頭役之節 用、大表形金百疋送り 一、大き、天保九年49頭役之節 一、大き、大き、天保九年49頭役之節 一、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、</td></td>	卅 一、箸 少シ 一、子り取 一、子水桶 十 一、茶 少シ 一、大手以取 一、大手が乗車、 十 一、茶 少シ 一、大手が乗車、 一、大手が乗車、 十 一、本 一、少力 一、大手が乗車、 一、手水桶 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、手水桶 一、手水桶 一、手水桶 一、 一、 一、 手水桶 一、 一、 手水桶 一、 一、 一、 手水桶 一、 一、 <td>卅 一、答 一、外子 三本 一、大小大小 一対 一、基 少シ 一、大り取 一、大小大小 一方 一、基 一、大り取 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本</td> <td>卅 一、答 一、大土ひれ 二、大土ひれ 二ツ 一、茶碗 一、大土のれ 一、大土のれ 二、大土のれ 二、大力の 一、大土のれ 二、大力の 一、大力の <</td> <td>卅 一、著 少シ 一、大丸火鉢 弐ツ 一、大丸火鉢 一、大丸火鉢 一、大丸火鉢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>五枚 一、長畳 三枚 一、手洗 一ツ 一、茶碗 土力 一、大力の 一、大力の</td> <td>出土 一、美 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 九、大 一、大 一、大 九、大 一、大 九、大 一、大 九、大 一、大 九、大 九、大 上、大 上、大</td> <td>村五本 一、幕 弐張 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次大九火鉢 大九 一次大九八本上上 大九 一次大九八本上上 一次 一次大九八本ー 一次 一次大九八本福 一次 一次大九八本和 一次 一次大九八本和 一次 一次大九八本和 一次 一次 一次</td> <td>(日) 能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、天八川桶 弐ツ 一、天九火鉢 (日) 日本権の進入物左ご記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の進入物左ご記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主五井宛人と違文也 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主五井宛人と違文也 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主記ス 一、大力火鉢 (日) 日本村が市前辺に 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本村が市前辺に 一、大力火鉢 (日) 日本村が市地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大力火鉢 (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力火鉢 (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本上で (日) 日本村が高地、但とおか上で 日、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水・地で (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水・地で (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力、大力水・地で (日) 日本村が高地、日本村が高地、但とないます。 一、大力水・地で (日) 日本村が高地で 一、大力が高地で (日) 日本村が高地で 一、大力なるとの (日) 日本村が高います。 一、大力なるとの (日) 日本村が高いますが高います。 一、大力なるとの (日) 日本村が高いますが高いますが高います。</td> <td> 一、大手</td> <td>田無之時者口切并下行米等不遺也</td> <td>大きの 一、子の名代:而も不苦也 大井樽入遣ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、決椀 拾五具 一、木皿 大井樽入遣ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、決椀 拾五具 一、木皿 大井樽、造ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大日御能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大日御能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大大小 一、大力の力 一、大力火鉢 大ツ 一、大井村和 一、大力火鉢 大ツ 一、大井村和 一、大力火鉢 大力の力 一、大井村和 一、大井村和 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井本 一、大井村本 一、大井本 一、大井本 一、大井本 大井本 一、大井本 一、大井本</td> <td>### 一、</td> <td>和トシテ金百疋添御師江向ケモトス事 1、 (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原)</td> <td>一、 、</td> <td>一、次第也 と、献立ノ極タル事ニハアラズ</td> <td>役人不残跡片付ニ頭屋江参ル事ナリ 2、</td> <td>機能大概如此、中分以下ハ別帳ニ有之ル也 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一</td> <td>一、大き、天保九年49頭役之節 用、大表形金百疋送り 一、大き、天保九年49頭役之節 一、大き、大き、天保九年49頭役之節 一、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、</td>	卅 一、答 一、外子 三本 一、大小大小 一対 一、基 少シ 一、大り取 一、大小大小 一方 一、基 一、大り取 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本 一、大月本	卅 一、答 一、大土ひれ 二、大土ひれ 二ツ 一、茶碗 一、大土のれ 一、大土のれ 二、大土のれ 二、大力の 一、大土のれ 二、大力の 一、大力の <	卅 一、著 少シ 一、大丸火鉢 弐ツ 一、大丸火鉢 一、大丸火鉢 一、大丸火鉢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五枚 一、長畳 三枚 一、手洗 一ツ 一、茶碗 土力 一、大力の 一、大力の	出土 一、美 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 一、大 九、大 一、大 一、大 九、大 一、大 九、大 一、大 九、大 一、大 九、大 九、大 上、大 上、大	村五本 一、幕 弐張 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次打箱 一次 一次大九火鉢 大九 一次大九八本上上 大九 一次大九八本上上 一次 一次大九八本ー 一次 一次大九八本福 一次 一次大九八本和 一次 一次大九八本和 一次 一次大九八本和 一次 一次 一次	(日) 能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、天八川桶 弐ツ 一、天九火鉢 (日) 日本権の進入物左ご記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の進入物左ご記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主五井宛人と違文也 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主記ス 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主五井宛人と違文也 一、大丸火鉢 (日) 日本権の主記ス 一、大力火鉢 (日) 日本村が市前辺に 一、大土ひれ 二ツ 一、大丸火鉢 (日) 日本村が市前辺に 一、大力火鉢 (日) 日本村が市地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大丸火鉢 (日) 日本村が南地、但とおか上で 一、大力火鉢 (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力火鉢 (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本上で (日) 日本村が高地、但とおか上で 日、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水本との (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水・地で (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力水・地で (日) 日本村が高地、但とおか上で 一、大力、大力水・地で (日) 日本村が高地、日本村が高地、但とないます。 一、大力水・地で (日) 日本村が高地で 一、大力が高地で (日) 日本村が高地で 一、大力なるとの (日) 日本村が高います。 一、大力なるとの (日) 日本村が高いますが高います。 一、大力なるとの (日) 日本村が高いますが高いますが高います。	一、大手	田無之時者口切并下行米等不遺也	大きの 一、子の名代:而も不苦也 大井樽入遣ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、決椀 拾五具 一、木皿 大井樽入遣ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、決椀 拾五具 一、木皿 大井樽、造ス也、大下行米三斗相渡ス也、雨 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大日御能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大日御能有之候ハ、御旅所江小休幕取 一、大力財敷 弐拾 一、板折敷 大大小 一、大力の力 一、大力火鉢 大ツ 一、大井村和 一、大力火鉢 大ツ 一、大井村和 一、大力火鉢 大力の力 一、大井村和 一、大井村和 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井村本 一、大井本 一、大井村本 一、大井本 一、大井本 一、大井本 大井本 一、大井本 一、大井本	### 一、	和トシテ金百疋添御師江向ケモトス事 1、 (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原)	一、 、	一、次第也 と、献立ノ極タル事ニハアラズ	役人不残跡片付ニ頭屋江参ル事ナリ 2、	機能大概如此、中分以下ハ別帳ニ有之ル也 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一	一、大き、天保九年49頭役之節 用、大表形金百疋送り 一、大き、天保九年49頭役之節 一、大き、大き、天保九年49頭役之節 一、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、

一、イカキ小二一、餅桶二	素麺方江渡物	右之通肴師へ相渡ス也	一、カン茶瓶	一、五升釜 一 一、三升鍋 一	肴師へ渡シ物	右之通別火師へ相渡ス事	但し入レ子ニツニ入釜屋 ゟ 相渡ス	一、餅	一、火箸 一膳 一、安田 十枚	一、イ草履 二足 一、中貫草り 六足	一、フノリ 五匁 一、荒コモ	一、ハサビヲロシー 一、料理鍋 一	一、五分土器 一、コトク小 二	一、鉄キウ - 弐本 一、田楽火鉢 一	一、二ノ足打 廿 一、片木足折 五膳	一、小ジメ	一、燭台 五本 一、手燭 五本	一、シキシ	一、イカキ小 弐 一、タバコホン三ツ	一、七ツ釜 一組 一、箒 一本	一、引盃 二十 一、積重箱 一組	一、赤土器 五十 一、錫, 一対	一、炭	一、油 一、酢	一、塩	一、蠟燭
一、多葉粉	一、茶碗	一、折敷	一、包丁	一、天川福桶 二	別火師江渡物覚	之故略之	一、春日座大工幷木挽・	×	一、タハコ	一、茶碗	一、折敷 一膳	惣奉行江渡物		一、杓子 拾本	一、カイゲ 二本	一、壱升杓 二本	一、四ツ組桶一組	一、大コシキー	釜屋へ渡物	一、新桶	一、壱升杓 一本	一、イカキ水二	一、中杓子 二本	飯方江渡物	一、莚 四枚	一、壱升杓 一本
	一、キセル 一本	一、椀	一、餅入サイトウニ	一、切バレ	覚		挽・塗屋等両座とも前段=記し有			一、キセル 一本	一、椀 一見		但し籐未成イカキヨロシキナリ			一、五合杓 二本	一、イカキ	一、餅桶		一、小スイノウ 一	一、五合杓 一本	一、餅桶	一、小杓子 五本		一、素麺コシキ	一、五合杓 一本

F	:	4

一、燈し油	一、塩 八百方 一、上ケ油	一、味噌八百方 一、極上之白味噌八百方	一、小豆 一、酱油、当時八百方	一、餅 一、飯米	一、酒 一、味淋酒	米酒之覚	一、ミト 三百枚 同 百五十文	一、ス、キ 弐千枚 同 六百文	一、五分 三千五百枚 但料 三十五匁	古器之覚	壱ハ直し釜素麺方也	右大釜二ツハ別火方湯釜也、亦壱ハ釜屋方中	一、五枚鍋	一大会三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第釜之覚 第二、同	7	4 - 3/2	 	<u> </u>	金屋両人江渡り物		· 科百文也	一、茶切 一、火打箱 一	一、キセル 一本 一、タハコ	一、板折敷 一 一、椀 一具	別火師江手伝へ渡切物
一、馬長侍 二人	一、床木持 二人	一、カタ車 二人	щ	一、門番 一人	一、ツクネニ人	一、油方 一人	一、飯方 三人	一、洗方 二人	一、燭台方 一人	一、味噌蔵 一人	一、醬油蔵 一人	一、人足廻シ 二人	一、釜屋 三人	一、湯番人足 二人	一、膳方 四人	一、板先 一人	一、茶道 一人	一、借物師手伝 一人	一、蔵奉行 四人	一、肴師手伝 三人	一、肴師 一人	一、配膳小性 十五人	一、別火配膳小供 三人	一、板元 三人	一、惣奉行	頭屋人数割
一、馬長大童子 一人	一、御児先供 十人	一、台所入口番 二人	一、田楽宿坊世話人 一人	一、掃除方 三人	一、水汲 三人	一、小遺 六人		一、吳人 配膳方 八人		一、火用方 一人	一、青物蔵 一人	一、米蔵 二人	畓	一、風呂番 二人	一、下ノ膳方 二人	一、献方 三人	一、台所板 一人	一、荒神供 一人	一、借物師 一人	一、従僧 一人	一、肴師板先 二人	一、小性廻シ 二人		一、別火板元 一人	一、別火師 一人	

一、三匁二分五厘 (召出し台料	但一合三付テ之直段也、時ノ人数程申付ル事	一、三匁五分 積交料	一、四匁五分	子有之時ハ大盛・中共、以前之通可相渡也	遣ス也、尤田楽方盛菓子無之故、以前之通田楽方盛菓	頼ニ依テ大盛菓子壱答ニ付二斗宛、中壱斗四升ニ増	物ニ而遺之、依而此度文化八未年円明院頭屋ヨリ惣奉行	程申付、乍然近年ハ田楽方頼ニ随て盛菓子ナシ、右者料	幷田楽方足無し両様共壱答ニ付五升宛也、右ハ時ノ人数	右一答『付壱斗宛、中盛菓子料壱答』付七升、其外小折	一、弐斗 大盛菓子料	座分、片座に付五斗宛	右之外ニ田楽ヨリ壱石唐院蔵ニテ廿九日ニ受取、尤両	一、弐石	一、七石五斗五升 同両座分飯米	内石『付六升引、正米四十七石相渡ス也	一、五拾石 田楽新・本両座分	一、拾石 遠り頭	石ハ会合ゟ廿五日迄請取、残リ六十二石八斗二升ハ廿九日請取		諸下行米之覚	諸役人割人数近年大概如此	一、元メ 五人	一、夜番 二人 一、台所目附 三人	一、玄関作屋目附 一人 一、上ノ洗方 二人	一、馬長世話人 一人 一、馬長方裁 三人
一、弐斗	一、三斗	一、三斗	一、三斗	一、壱斗	一、壱斗	一、壱斗	一、弐斗	-,	一、壱斗	一、弐斗	但人数ハ頭人	一、壱斗宛	但内六升引也、	一、壱石	当時	一、三斗		一、弐石四斗	一、弐斗	近年壱石六斗	一、弐石	但装束無之者	一、八升宛	但石ニ付六升引也、	一、五升宛	一、三斗
素麺方	赤飯方	白飯方	釜屋	コイワ料	楽器彩色料	同手伝	借物師	肴 師	同手伝	別火師	但人数ハ頭人ノ心次第也、併近年ハ七・八人敷	御児供ノ仕丁	也、近年ハ不引	同塗師両座分		同木挽両座分	但近年カンナノ代トモ本器二石也、当時一石ニ而よし	御幣大工両座分	従僧一人	4	経師 両座分	4ハ三升引相渡ス也	力者	ガ引也、併引不引者頭人ノ心次第也	((惣奉行下行) (後日御能二付

X

不動院法印大僧都 祈祷廻章案文 諸書物之覚 勧修坊々々々々々々 十一月

来何日転読大般若経、 恐申度候、辰之貝定於何院

辺御来臨所仰候而巳

十一月

名也 右廻章中奉書横折也、尤濁穢ハ不叶、 臈分者裁テ モ不苦也、表包美濃紙也、但中鶶をハ院号、以下ハ仮

以上

十一月日

何院

何院

同服者別廻章ノ案文

来何日祈祷之儀に付、無菜之日中飯進申度

候、巳貝定於何院辺御来儀所仰候以上

十一月日

何院

何院

飯進申度候、巳貝定於何院辺御来儀所仰候

同シシ会有之候節別廻章

来何日祈祷之儀二付、以内證之儀、無菜之日中

奉祈祷轉讀大般若經六百卷院内安全処

日出山対馬守る例年御幣作小刀相納候節意

奉献打物之事

御幣作御刀 一対

同御用小刀

右者御当社御祭礼御用之御刃物奉献之条志願之 一対

意趣者愚家之

先祖当 御神明之蒙 御神慮

鍛冶之妙道学伝子孫家族爰示本家之嫡流

右為平城住

天帝之御鍛冶職を司、日本鍛冶宗

匠三品伊賀守藤原朝臣号令道先祖之顕

劉徳遠国所 N ニ至迄広太成類葉然ルニ某

御祭礼御用之御打物奉献者也 当前所居住其術を学伝故為 御神息歳々 如此中奉書横折ニ相認メ上包美濃紙也

同唐院・新坊・奉行へ遣ス廻章案文

来何日祈祷之儀:付無菜之日中飯申付候、 巳貝定

於何院辺入来待申候以上

何院

実名

玄中坊

道益房

々々々

々々々

此如中奉書カ小奉書カ不苦、横折表包前同紙

祈祷木札書様左之通

南都鍛冶所

文政二乙卯年十一月 日出山対馬守

御頭役

金永書判

何院様

御代官中様

可預御披露候

恐、謹言

得其意候、雖可為如形之式、 当年若宮祭礼田楽頭役之事、

可令調法候旨出御集会 両頭可令勤仕之由 同頭人ゟ返状案文

但裏ニ衆中ト有之也

実名

馬守金永ト斗り相認メ有之 如此中奉書に相認メ表包同紙表書に日出山対

同当方ゟ遣ス意趣書案文

南都鍛冶所

対馬守藤原金永

往昔依春日社霊感因縁若宮祭礼之砌例 霜鉄四柄寄納之事、偏家内繁栄之奉仰神慮

擁護者也、仍如件

年 月 日

蓮成院官位実名書判

右之通中奉書二枚重ニ認メ上包同紙一枚左之通

衆中ゟ来ル状案文

当年若宮祭礼田楽頭役之事、以御敬神之

儀、如先規両頭被動仕候得者、可為珍重之旨、衆中

集会評定候也、恐ょ謹言

十一月十七日 沙汰衆等

実名官位御房

右之通大奉書二枚重切封し上包同紙壱枚表

実名官位御房 沙汰衆等

衆中沙汰衆御中

如此大奉書二枚重切封之上包同紙壱枚表書左之

衆中沙汰衆御中

十一月十七日

仮名官位

実名

但此裏ニケ名官位書之

精進入廻章案

来廿日精進入之儀二付無菜之夕飯進申度候 未之刻於 何院辺御来駕所仰候以上

十一月 仮名官位

実名

勧修坊法印大僧部 不動院法印大僧都

妙喜院々々々々々

如此中奉書横折(四ツ折)上包美の紙、尤右廻章(&性) ハシシ会丼服者等有之候共別廻章ニハ不及也

同唐院部坊奉行へ廻章案

来廿日精進入二付無菜之夕飯申付候、未之

刻於何院辺来儀待入候以上

53

院号

十一月日

道益坊 玄仲房

N N N N N N

如此中奉書横折表包美濃紙也

板元廻章案文

何

何院

十一月 日

如此中奉書横折上包美濃紙、尤右廻章ハ方 相分ケー通者菩提山ノ方、今一通ハ寺内登大路

方以上両通認置也

来廿五日若宮祭礼田楽頭役装束裹一献致

十一月日

直垂着幷上下着廻章

実名

装束包廻章案文

不動院法印大僧都 何院

院

来廿五日若宫祭礼田楽頭役装束裹一

献如形致其沙汰候、午貝定於

院辺入御前仰候而巳

同唐院新坊へ廻章案

其沙汰候、午之刻於何院辺来儀待入候以上

何院

実名

道益房 玄仲房

此如中奉書又ハ小奉書に而も不苦、横折表包美

十一月

不動院 御坊中

何院 御坊中

如此中奉書ニ相認メ表包美濃紙、尤中臈

迄也、 以下ハ廻章ニ不載事

馬場還リ廻章案

不動院法印大僧都 何院

何院

何院

来廿七日若宮祭礼馬場還於何院辺入

御前仰候点

十一月 日

如此中奉書『相認メ横折、尤方 ハ 相分ケ両通ナリ

装束包廻章ト同断上包美濃紙也

西大寺唐院江之状案

就若宮祭礼田楽頭役之儀、明後従廿五日至

可為御捧物鳥目三拾疋送致進入候、被得其意候ハ、 廿七日三ケ日間、西大寺愛染明王開帳仕候、仍而

可為本望候、恐ょ謹言

十一月廿三日

如此中奉書堅紙左之通リ 弐枚重ね

就若宮祭礼田楽頭役之儀来廿五日上下着、廿

六日・廿七日直垂着座申度候、無相違被召具被

下候ハゝ可忝候由、得其意候

恐ヾ謹言

ケ名官位

人西大寺

実名

裏二興福寺何院卜書候、 尤

興福寺ハカタガキ也

三方神人江遣ス状案

斗肴三種令備進候、於神前御祈念頼申候 就若宮祭礼田楽頭役之儀、赤飯壱石吉酒五

恐ヾ謹言

十一月廿五日

三方神人中

拝殿惣ノ市へ之状案

酒弐斗肴三しゅおくり とう屋之きに付あか飯五斗 若宮さい礼てんかく(m※)

御きねんたのみたく

たくはいてんニおゐて

十一月廿五日

めてたくかしく

中奉書二枚重切封し上包なし

はいでん

惣の市とのへ 実名

表ニケ名

両門様江贈膳状案

就若宮祭礼田楽頭役之儀、乍憚御杉重壱組

御盃台一膳・亀足小折壱答・盛菓子壱答・御樽

何院

実名

中奉書横折上包美濃紙返事、上包無之

十一月廿五日

何院殿

奉行所江目録状案

目録

、御杉重 壱組

一、金銀極彩色盃台 壱膳

一、盛菓子

一、積交小折 壱答

一、御樽

右大奉書横折ニメ折中之段ニ音物書、近年ハ目録ニ 候得共前『ハ書状之趣古記『相見江候、依之為覚

語記シ置也

就若宮祭礼田楽頭役之儀、乍憚御杉重壱

壱荷、献上仕候洩御披露所仰候、恐 < 謹言

仮名官位

十一月廿五日

誰法印御房

大奉書横折上包美濃紙、尤時ノ坊官上席名当

ニ而遣ス也

就若宮祭礼田楽頭役之儀、乍憚寄御一献(カ) 壱通・金銀極彩色盃台人形三壱膳・積交 候、誠ニ表御祝儀迄ニ御座候、恐 〃 謹言 小折壱答・盛菓子壱答・御樽壱荷、致進上 院家江之状案

假名官位

一、 一、単帷 致進入候 就若宮祭礼田楽頭役之儀、一献一銚子贈 誠二表寸志迄二御座候、恐ィ謹言 組・御盃台壱膳・亀足小折壱答・盛菓子壱答・御樽壱荷、進覧仕候 饗対日記書様之事 一、幣持衣 一、平指貫 一、笛水干 一、楽頭衣 、平水干 饗対記 十一月廿五日 |メ 唐院 笛指貫 裹絹 出腰 強帷 裏ニ何院ト書也 中奉書堅紙左ノ通壱枚也 中坊誰殿 十一月日 唐院持主坊へ書状案 恐へ謹言 袴戽 何院 拾二具 拾弐具 拾三具 拾三具 実名 具 具 具 具 実名書判 右之通御幣紙横折新・本両座分二通リ認ル也、 ゟ田楽被申請帰ル也 一、同布 `` 一、 一、編木 一、頭上絹鯔 幣持法師 時若法師 市松法師 楽頭法師 N N N N 藤松法師 御幣傘 足駄 同撥 綾藺笠 笛笠 高足 腰皮 太皷 扇子 石帯 傘 鼻紙 以上 新座田楽交名之事 田楽交名書様之事 二臈装束渡笛笠相渡ス也 壱足 拾五本 弐筋 二本 五 ツ 五ツ 拾五本 六ツ 時

一、笛笠 二臈法師 如此御幣紙横折≒新・本両座分二通認、尤口書之処本座ハ 三臈法師 本座ト書キ、新座ハ新座ト書、尤其年之交名ニ引合書也 平水干 同指貫 同指貫 笛水干 一臈法師 石帯 裹絹 出腰 強帷 幣持衣 楽頭衣 扇子内四本ハカ玉丸ノ銀ノ丸三十本 単帷内十二具ハ金ノ丸アリ 鼻紙 壱人前ニ六枚四折也 如此楽頭法師ゟ田楽不残年之交名ト引合認ル事 以上 渡之節心エル也をおれている。 入日記書様之事 袴同 袴同 重 重 入日記 田楽装束札書様 楽頭法師 二十六具 三十 二具 二具 二筋 二十四具 二十四具 二具 二十二筋 二十六具 一、ヒサツキ布 一、羅箱蓋 一、楽頭衣布 一、編木 一、御幣傘 一、アコメノ袙 一、頭上ノ絹 一、金末広 一、白五條 一、長絹俿 一、皆水精念珠 、チサカノシツケ 板床木 金入鬠 高足 足袋 降帯 同布 腰皮 笛笠 同撥 太皷 綾藺笠 田楽手拭 二四四足筋本 平二十四筋 弐帖 **美 弐** 四筋 三十本 二腰 二本 二筋 二十四枚

一、同田楽方 一、吉野杉原 若宮 一、金中啓 衣带 鈍色白五條 掛絹 福寿万寿ト書テモ不苦也 如此中奉書弐枚ニ而も三枚ニ而も、とじて認ル事 ハチマキ 如此鬼杉原二枚重横折ニして三ツ折遣ス、或者 頭屋ヨリ別会伍師江遣ス、田楽交名書様之事 左之通 福寿 廿六日田楽江之掛物書様 スエサカナ セキハン 献立之書様 初献 百匹定 |以上トモ書事不入三ツ斗リ認ル事 如此鬼杉はら横折目録トモ 徳寿 二通 二筋 四帖 二筋 二卷 以上六ツ 本

玄関番 飯方 釜屋 別火師 板元 スヰセン 引ソヘ サウニ 小性廻 借物師 肴師 ソウメン 人足廻 スエサカナ 治郎太夫 セキハン 如此鬼杉原をつき認ルなり(#) シイタケ 以上 クワシ 張帳書様 経営衆 武平六 平道 百 米村夜信 小 軍平平 大礼 助 助田鉄八 六 内治三 織助 源九八 午礼岸 元七 **イリチセン** スイセン サウメンソウメン

引ソエ

右所請之状如件 年号月日 合何拾石 御奉行所

元メ 茶道 藏奉行 如此鬼杉原ヲツキ認ル事、尤夫ェノ人数者頭 人ノ心次第 唐院公物江借物之書状案文 談八 茶礼七 元右左内 閑近近記 / 蔵

用申度候、無相違被仰付被下候ハ、可忝候、恐ょ謹言 呂釜・茶碗台・下水水桶何荷・大台子壱通、 就若宮祭礼田楽頭役之儀、公物金屛風何双・風

別会伍師 十一月 日

実名

如此堅帋也表書左之通リ 右借用之品、前辺二能、致吟味置事 頭屋下行米請文書様 請取申頭屋米之事

実名判

御幣串仕立ケ寸法吉野木ふしなし(節) 如此堅紙ニ認ル也(カ)

> 御幣紙色此紙ハトンボ用 左紙ハクツマキ用

へく スス へ く スム

御幣キンカイシメ長サ七ヒロ余也(尋)

奉行所ゟ呼来承仕宗廣被出候処、与力羽田鎌左 取斗可在之旨、御職中江達也、引段内ェニ而 六日田楽頭役式拝見候、宿坊江被参候間、先例之通御 衛門被出達、当年奉行初而之義二付、例年之通来廿 天保八年十一月廿三日

従工以下ハ普賢院ニ而休足、一統江組従工以下御手廻り

支度差出

御供頭壱人御近習壱人ハ中小性弐人、御案内弐人是迄

天保二年摩尼珠屋 并円明屋三於頭坊之節

頼在之宗廣心得ヲ以断申入候処、御尤之儀左様候ハゝ 右之義手廻リ弐十弐人江麁俩茶横ニ而モ出呉候様内ァ **弐拾弐人江酒五升・豆腐五丁出** 長寸八尺五寸 厚サ六歩(分)

旦引掛ケ金尺ニ面

一、祈祷前日中門御幣木餝り様 壱尺四寸

献一ツ宛成共遣也、是非頼ニ付其儀候ハゝ五師中也、

仙洞様崩御被為在、 天保十一年 申入旨、罷帰り五師中江申入之処、頭坊其外相談之 意能等無之、打入狂言在之、若分衆評定之処、 處、当年遺候而ハ先例ニも被成候間断申入、可然候間読 右頭屋田楽庭之式立合祝 右治

観音院

定先年も同様也

(一一丁裏より) 『庁中漫録』三四「春日若宮祭礼記」より田楽頭関係記事抜粋

双人頂戴す、しかあれとも先ハ頭坊の主人これをいた、き奉る事第 寛文十一戌年まてハ頭坊も両院にて執行す、されとも今ハ衆僧すく ŋ 新米成就の上にて執行せんために十一月廿七日まて延引すといへ 九月より頭坊の修覆其外用意等第一とす 込、十六年目より又いにしへのことく両院にて執行なるとかや なくなりたるにより寛文十一亥年よりハ一院にて執行あり 御幣ハ 礼ありといへとも其年の米いまた皆済なし、祭礼ハ新を元とす故に て到干今米相渡るといへり、此説」不足」用、いにしへ九月十七日祭 る也、或説に此下行米の根元ハ大和亜相公米を給ハリ、其利價を以 田楽頭屋坊乃下行弐百六十二石八斗弐升なり、興福寺乃唐院より出 也、御寺務より御奉所へ御と、けありて十五年の間ハ一院にて打 右いつれも俗説といへとも古老の伝へなれは書記ものなりし

> 十一月十七日自,|衆中|田楽頭屋へ書帖到来返報有」之 十一月中旬の内、於,,田楽`頭屋'、寺中老若の僧侶参り集、祭礼諸色相式 談有之、此会合を俗に頭屋振舞と云

(中略)

廿六日未明田楽頭屋へ児両人満寺乃老若出仕、対乃屋衆徒、中門白 之、頭人両人拝之、田楽一臈請取之、奉幣後若宮の御殿奉納之、 衣、庭上仕丁列座、其後新座・本座の田楽廿六人参集、田楽法師壱 人宛交名呼出装束給之、其後芸能始之、及申尅白妙の御幣二本奉出

頭屋之児夜宮参寺中の老若衆徒供奏

御幣乃事五社とも依」奉」勧請、五社ともへ新座・本座乃御幣奉

一、平笠 一、一、 強二筆 帷 帷 一、笛笠花人形有之 一、平装束狩衣段子袴平衣 笛装束狩衣金襴袴段子 田楽法師給装束之賞 廿四具 二具 廿四枚 廿六具 廿六具

一、腰皮 一、高足布

_

手拭

裹絹

一、出腰

扇子 鼻紙

廿六折 廿六本 廿六

十一月朔日祭礼田楽頭屋へ新座・本座及田楽両人編木太鼓高足差

上之,

(中略)

(中略)

四 六 拾

一、襷

60

一、 **傘** 御幣持右同前 御幣持ヲ楽頭ト云白木綿衣物 幷白コロモ重衣ナリ外二人都合三人 一、足駄 余給之、右之分田楽頭屋之坊より遣之 右之外自,;一臈,至,;三臈,被物被,曳,之、 千松法師 福松法師 春千世法師 新座田楽装束人数事 吉松法師 **菊松法師** 本座田楽装束人数事 **菊松法師** 亀松法師 竹千世法師 市松法師 長松法師 松千法師 森松法師 藤松法師 梅松法師 千菊法師 智菊法師 梅千代法師 滕千代法師 以上 高足編 編木 高刀 高刀 足玉 足玉 編木 編木 小鼓 編木 編木 小鼓 編木 編木 笛 太鼓 太鼓 太鼓 廿六本 弐足 田楽法中中間江粮米五十石 元禄十三年庚辰年番付 記録ノ趣なり、嶋田師より差越なり 盃台 持候物サ、ラギト云、世間にヒンヅロと云ハ高足なり、此書付ハ衆徒 田楽之能番数多し唯今南大門にて勤むる芸を中門口と云、道具一膓の 尅限七ツ過 白幣出御頭坊頂戴田楽うけとり、庭にて捧幣有之、此 田楽開口其後各一献あり一献相済、田楽能狂言有 如此数多し能狂言いつれもおかしなるわらひ奉なり 白体乃御幣ハ田楽法師頭屋の児の先に立て 春日夜宮参りす、此御幣 田楽法師乃本座新座相替り能をつとむ ハ若宮神主方江取之 箱崎 しのふ 経政 菊水 かしわ 狂言 積交 亀足 清正法師 千世若法師 藤千世法師 千世松法師 亀松法師 鶴松法師 鶴千世法師 竹松法師 (中略) か^切 つ ほ 御福田 雪鬼 以上 酒出る くらま参 ふるかうり (古那) 松ともへ 常政 かつほ(合浦) 太鼓 太鼓 編木 編木 太鼓 太鼓 ふるこをり 山行

客殿二間二五間 廣 御幣児 寺僧出仕 縁 中門 一間二二間 對の屋二間四方 白衣出仕 衆徒出仕 楽頭法師 楽頭法師 幣持法師 新座 田楽 縁 XXXXXXXXXXX 幣持法師 本座 田楽 假屋一間ニ三間 假屋 奉 行 薬医門

一、十一月二十七日

出行、其后寺僧各一献これあり、巳乃尅に御旅所へ参り、直に松乃 田楽本座・新座乃両座頭屋へ参り先一献出し、それより金銀乃御幣 下へ裹頭いたし候、頭坊の僧位ハ近年擬講と申候官位にて勤申也

若宮御祭礼始ハ 崇徳院御宇保延二丙辰年九月十七日にて勿論頭坊

も此時に始る

頭屋諸下行之覚

、 拾石 返り頭人へ拾石ノ手形遣之合 升

頭代米

一、五斗宛十三 六斗宛十三

一、四斗宛二

同本座

田楽新座

両座一臈

五十石 是ハ唐院ヨリ石六升宛引テ渡ス先規ナリ、請取所ハ四十七石ナリ 日ノ晩ニ渡ス、是ヲ田楽労米ト云也、今升合八石三斗四升敷 右ハ会所ノ升ト云升ナリ、当時無之ニ付重器ト云升ナリ、是モ今 ハ無之六合升ナリ、六合ノ積リニテ渡ス、頭坊蔵ニテ十一月廿六 廿九日ニ唐院ニテ惣奉行書立ヲ以テ渡ス分 田楽両座へ

右ノ内ヨリ惣奉行へ五斗、両度楽頭幣持へ五斗田楽ヨリ渡ス

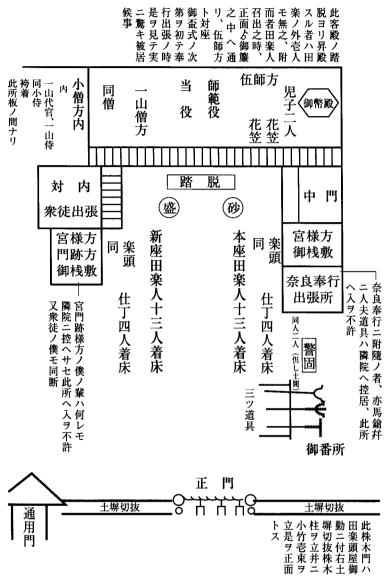


図1 田楽頭屋客殿ノ図「田楽勤務式順実記」(伊藤家文書より)

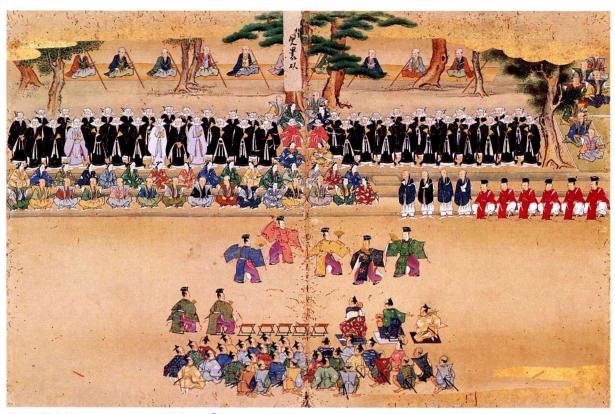


図 2 影向松の下における頭坊児裏頭(「春日神幸図」第 3 冊 国立公文書館内閣文庫蔵)



図3 「春日祭礼興福行事」第2巻(国立公文書館内閣文庫蔵)

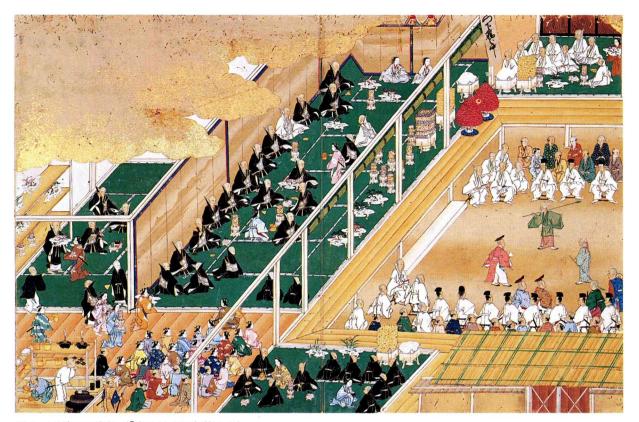
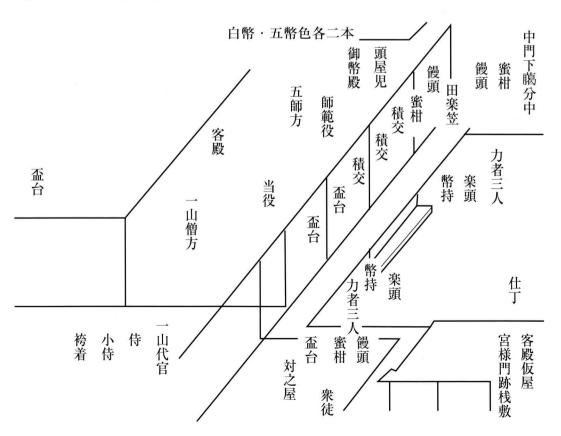
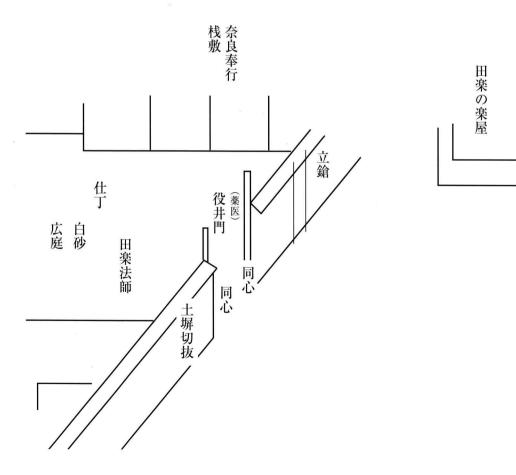


図4 頭坊の田楽能(「春日神幸図」第3冊)







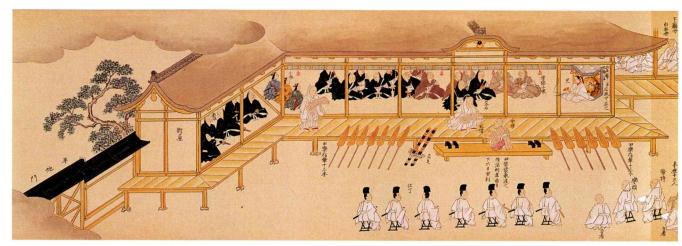


図5 頭屋における装束給の儀(「春日祭礼興福行事」第1巻)





図6 頭屋における田楽能(「春日祭礼興福行事」第1巻)

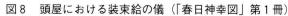


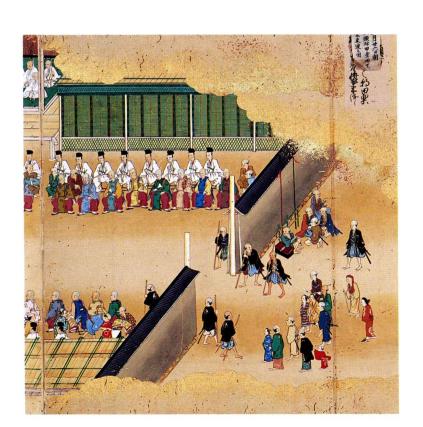


図7 頭坊宵宮詣(「春日神幸図」第2冊)









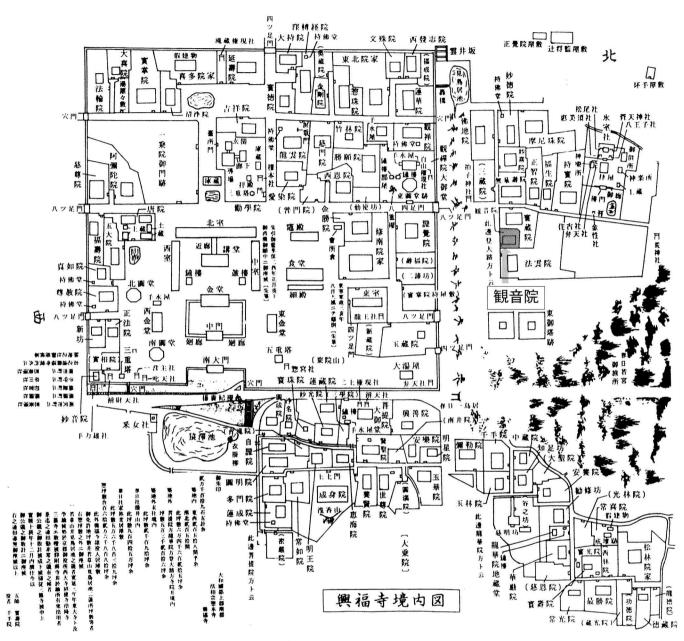


図 9 奈良県立図書館蔵興福寺境内図「奈良県大般若経調査報告書」(奈良県教育委員会1995年)より転載